







P K O 派遣要件にかかる「武力紛争」の定義等に  
関する質問主意書(階猛君提出)  
U N M I S S と P K O 参加五原則に関する質問  
主意書(階猛君提出)  
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する  
再質問主意書(緒方林太郎君提出)  
、去る十八日、内閣から次の答弁書を受領し  
た。  
衆議院議員逢坂誠二君提出東京電力改革・1F  
問題委員会など複数の有識者会議の連関性に關  
する質問に対する答弁書  
衆議院議員緒方林太郎君提出風俗営業等の規制  
及び業務の適正化等に関する質問に対する答弁  
書  
衆議院議員逢坂誠二君提出ヘルパー研修の現場  
実習に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員逢坂誠二君提出山本農林水産大臣の  
T P P 反対署名に関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員福田昭夫君提出政府は国民の持つ将  
来不安の解消のための努力を怠つてゐるのではないかという疑問に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員逢坂誠二君提出政府の円借款などに  
関する質問に対する答弁書  
衆議院議員仲里利信君提出北部訓練場の返還が  
過重な基地負担の軽減に繋がるとの政府説明の  
日本政府の対応に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員大西健介君提出鶴保沖縄・北方担当  
相の「土人」についての国会答弁に関する質問に  
相する答弁書

衆議院議員初鹿明博君提出「土人」という言葉は差別だと断定できないという鶴保大臣の答弁に関する質問に対する答弁書  
衆議院議員仲里利信君提出沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する再質問に対する答弁書  
衆議院議員長妻昭君提出都市再生機構の千葉ニュータウン事業における補償契約等に関する質問に対する答弁書  
平成二十八年十一月八日提出  
質問 第一 一二 二 号

東京電力改革・1F問題委員会など複数の有識者会議の連関性に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

東京電力改革・1F問題委員会など複数の有識者会議の連関性に関する質問主意書

福島第一原子力発電所事故の処理や原発を運営する費用に關し、経済産業省や内閣府で複数の有識者会議が開催されている。しかしながら、会議が複数に分散され、その内容は必ずしも公開されていない。国民には政府が何をやろうとしているのか、極めて分かり難い。

そこで、東京電力改革・1F問題委員会（経済産業省）、電力システム改革貫徹のための政策小委員会（経済産業省）、原子力損害賠償制度専門部会（内閣府）の連関性に関して疑義があるので、以下質問する。

一 それぞれの会議の法律上の位置付け、設置年月日、構成員、事務局担当部署、設置目的、公開の有無、会議の全てを記した議事録公開の有無、会議の結論及び議論内容がどのように政府の政策に反映されるのか、会議の相互の連関性

がどうなつてゐるのか、以上それについて分かりやすく政府の見解を示されたい。特にその会議の設置目的、会議の結論及び議論内容がどのように政府の政策に反映されるのかについては、国民が理解しやすい用語で分かり易く説明いただきたい。

二 右の問い合わせについて、会議が非公開、さらに全文議事録も非公開のものがある場合、その理由を国民が理解できるような言葉でお示しいただきたい。

右質問する。

内閣衆質一九二(第一二二二号)  
平成二十八年十一月十八日

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員逢坂誠二君提出東京電力改革・1F問題委員会など複数の有識者会議の連関性に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠二君提出東京電力改革・1F問題委員会など複数の有識者会議の連関性に関する質問に対する答弁書

について

東京電力改革・1F問題委員会は、資源エネルギー庁及び原子力損害賠償・廃炉等支援機構が事務局であり、平成二十八年十月五日に第一回目の会合を開催している。法律上の位置付けはないが、経済産業省設置法(平成十一年法律第九十九号)第四条第一項第五十二号及び第五十四号の規定を踏まえ、経済産業大臣が、東京電力改革の具体化についての意見を聴取するためのものである。同委員会で聴取した意見は、原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十一年法律第九十四号)第四十五条第一項の規定に基づき認定されている東京電力ホールディングス

グス株式会社の新・総合特別事業計画)が変更される中で反映されることとなる。同委員会は、原則非公開としているが、同委員会開催後の委員長及び事務局からの記者会見(議事要旨の公開、同委員会で使用した資料の原則公開等)を通じて同委員会の内容をできる限り明らかにしている。同委員会の構成員は、伊藤邦雄、遠藤典子、小野寺正、川村隆、小林喜光、白石興二郎、富山和彦、原田明夫、船橋洋一及び三村明夫である。

電力システム改革貫徹のための政策小委員会は、資源エネルギー庁が事務局であり、平成二十八年九月二十七日に第一回目の会合を開催している。同小委員会は、経済産業省設置法第十八条の規定に基づき置かれている総合資源エネルギー調査会の基本政策分科会の下で開催されるものであり、電力小売全面自由化の下での競争活性化の方策及び競争の中でも公益的課題への対応を促す仕組みの具体化に向けた検討を行うものである。同小委員会における議論を踏まえ、経済産業省は必要な措置を行う。同小委員会は、配付資料及び議事録を含め原則公開している。同小委員会の構成員は、秋池玲子、秋元圭吾、安念潤司、石村和彦、伊藤麻美、大石美奈子、大橋弘、大山力、崎田裕子、松村敏弘、圓尾雅則、山内弘隆、山口彰及び横山明彦である。

原子力損害賠償制度専門部会は、内閣府政策統括官(科学技術・イノベーション担当)が事務局であり、平成二十七年五月二十一日に第一回目の会合を開催している。同専門部会は、原子力基本法(昭和三十年法律第二百八十六号)第四条及び原子力委員会設置法(昭和三十年法律第二百八十八号)第一条の規定に基づき置かれている原子力委員会の下で開催されるものであり、今後発生し得る原子力事故に適切に備えるための原子力損害賠償制度の在り方について専門的か

づ総合的な観点から検討を行うものである。同専門部会における議論を踏まえ、関係省庁において必要な措置を講ずることとしている。同専門部会は、配付資料及び議事録を含め原則公開としている。同専門部会の構成員は、伊藤聰子、遠藤典子、大塚直、大橋弘、加藤泰彦、鎌田薰、木原哲郎、崎田裕子、清水潔、住田裕一、子、高橋滋、辰巳菊子、西川一誠、濱田純一、又吉由香、森田朗、山口彰、山本和彦及び四元弘子である。

お尋ねの「連関性」については、その意味するところが必ずしも明らかではないため、一概にお答えすることは困難であるが、これらの委員会等では、必要に応じて、各委員会等での議論状況を踏まえながら、それぞれの目的に応じた議論を進めている。例えば、電力システム改革・貫徹のための政策小委員会は、東京電力改革・一下問題委員会における東京電力改革に係る検討を受けて、東京電力ホールディングス株式会社の福島第一原子力発電所の廃炉に向けた資金の管理についても検討を行っている。

東京電力改革・一F問題委員会については、その検討内容が個別の企業の経営問題に直結するため、原則非公開としている。

平成二十八年十一月八日提出  
質問第一二三号

提出者 緒方林太郎

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する質問主意書

## 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する

平成二十八年十一月二十二日 衆議院会議録第十三号 議長の報告

法律第二条第一項第四号において、風俗営業の一類型として「まあじやん屋、ぱちんこ屋その他設

内閣衆質一九二第一二三号  
平成二十八年十一月十八日

備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある遊技をさせる営業」と規定されている。

内閣總理大臣臨時代理  
國務大臣衆議院議長 大島 理森殿 麻生 太郎

及び業務の適正化等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

賞品の提供を受けた後、ぱちんこ屋の営業者以外の第三者に当該賞品を売却することもあると承知している。

る罪に該当しないと考えてい

平成二十八年十一月八日提出  
質問第一二四号

質問 第一二回  
ヘルパー研修の現場実習に関する質問主意書  
提出者 釜坂 城二

詩山集

## 書ヘルパー研修の現場実習に関する質問主意

いわゆる障害者ヘルパーの資格取得にはかつては施設の居宅での見守り業務が必要であつたが、現

は旅館や居宅での現場実習が必要であるが、在、その実習が任意になつたと承知している。

これに関連して、以下質問する。

二 二二三の理由は打つ。文部省の「解説」に二二二二

い。二、本改正の理由は何か 政府の見解を示された

三 本改正のデメリットがあるとすれば、それは  
どのようなものであると認識してはるか。政府

の見解を示されたい。

四 本改正によつて、居宅の障害者ヘルパーの確保が難しくなつたという声があるが、政府には

五 居宅の章害者／レペーの確保と向け、政守は  
そうした認識はあるか。見解を示されたい。

五、居宅の附着物の有無に因る  
どのようない取り組みをされているのか。見解を  
示された。

右質問する。

- 1 -



〔別紙〕

衆議院議員逢坂誠一君提出山本農林水産大臣のTPP反対署名に関する再質問に対する答弁書

一、三及び四について

國務大臣の任命については、任命権者である内閣総理大臣が、適材適所の考え方から行つてゐるものである。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、お尋ねの「理由」は、先の答弁書(平成二十八年十一月八日内閣衆質一九二第九六号)一から五までについてお答えしたとおり、山本有二衆議院議員の農林水産大臣就任以前の政治家個人としての活動に関するものであるからである。

平成二十八年十一月九日提出

質問 第一 一二 六 号

提出者 福田 昭夫

政府は国民の持つ将来不安の解消のための努力を怠つてゐるのではないかという疑問に関する質問主意書

政府は国民の持つ将来不安の解消のための努力を怠つてゐるのではないかという疑問に関する質問主意書

六 終戦直後には、国の借金は膨大であった。それを税金で返したのではなくインフレのお蔭で実質的に激減した。実際、大多数の国々ではインフレのお蔭で国の借金を実質的に減らしている。このことを家計に例えるとどのような借金の返済の方針に対応するのか。

七 国の借金を実質的に減らす方法は二つある。一つのが伊藤元重氏が今年六月二十七日の読売新聞に載せた説である。第一の方法は、例えば毎年借金を十兆円ずつ減らす方法で千兆円の借金を半分にするのに五十年かかるだけでなく、大恐慌を引き起こす。第二の方法は、経済を発

一、二について

一　国の借金は家計の借金と同じと考えるか。

二　財務省のホームページには日本の財政を家計に例えた場合について説明がある。それによる

と月収三十万円の家計でローン残高は五一四三万円なのだろう。このような家計では、

それでも政府は〇%あるいはそれ以下で新たな借金ができる。ということは国の借金と家計の借

金とは全く意味が違うと言えないか。

三　日銀はお金で刷つて国債(国の借金)を買取つてある。これを家計に例えるとこの家庭ではお金を刷つて使っても良いと認められている事になると思うが同意するか。

四　月収三十万円の家計でローン残高が五一四三万円であれば、確実に自己破産する。つまり借

金踏み倒しである。国の借金もそれが起きると

考へているのか。

五　一方で「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない」と財務省のホームページに書いてある。これを家計に例え

ると、日本の家計でどんなに借金が多くなつても破産する事はないということになる。このこ

と考へているのか。

六　一方で「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない」と財務省の

ホームページに書いてある。これを家計に例え

ると、日本の家計でどんなに借金が多くなつても破産する事はないということになる。このこ

と考へているのか。

七　一方で「日・米など先進国の自国通貨建て国債のデフォルトは考えられない」と財務省の

ホームページに書いてある。これを家計に例え

ると、日本の家計でどんなに借金が多くなつても破産する事はないということになる。このこ

と考へているのか。

八　國の財政を家計に正しく例えるならば次のよ

うになる。借金は多いが、この家庭では離れてお札を印刷することが許されていて、大量に印

刷し年間借金の十分の一程度を返済している。かなり返済が進んでいるが、貸し手である銀行はそのような返済を続けることを必ずしも望んでおらず、このペースでの返済はあと一、二年で困難になると考へられている。その理由としては銀行がこの家庭に貸出をし、それに対する利息が貴重な収入源となつており、それがなくなると銀行の経営が成り立たなくなる恐れがあるからである。またこの家庭から銀行に返済したお金の多くは、この家庭に預ける仕組みになつていて、この家庭は銀行がこの家庭にそんなに多額のお金を預けてほしくないと考えており、何とこの家庭は銀行に対し、この家庭に預けたお金の一部にマイナス〇、一%の金利を払えと命令し銀行は強制的に受け入れさせられたのである。國の財政を家計に例えるなら、このように説明しなければ誤解を受けると思うが同意するか。

九　このような疑問に関する政府の正式な回答を質問主意書質問第一八号、以下質問一といふと政府が日銀の金融政策の有効性を疑つて

事に関する質問主意書質問第七六号、以下質問二といふ)の質問の主旨は、國債の暴落といふ「国民の将来不安を解消し経済再生と財政健全化を追求しようとするものであつた。しかし両質問に対する答弁書はこの主旨を否定し経済再生と財政健全化を阻害しようとした。政府は国民の持つ将来不安の解消のための努力を怠つてゐるのではないか。

十　質問一の七で、日銀の保有する國債を無利子・無期限の國債にコンバートすればどうかと提案した。無利子・無期限の國債でなくとも政府貨幣(例えば五百円玉とか一兆円玉等)にコンバートする案も考へられる。多くの識者からこのような提案がなされるのは、千兆円といふ国

の借金に対する不安で消費が抑えられ日本経済の再生が不可能になつてゐる窮状を救い、日本

人自信を取り戻させ、経済を活性化させ、財政の健全化を目指すものである。しかし、答弁書ではこの提案を否定した。これは政府が国民

の持つ将来不安の解消のための努力を怠つてゐる現れではないか。

十一　コントラクトは通貨の信認を失わせると質問一の答弁書(以下答弁書一)といふと質問二の答弁書(以下答弁書二)といふでは答えて

いる。通貨の信認が失われる」という事実を家計に例えようとしても無理である。そもそも家計の場合インフレに相当するものがなく、例えるのが不可能である。國の借金と家計の借金が似つかぬものであるのに、無理に比較しようといふ試みは單に國民の持つ将来不安を増大させただけであり、結果として経済再生と財政健全化を遅らせるだけではないか。

十二　答弁書二の四について、成長戦略において、様々な分野で改革を断行してきたとある。

平成二十八年十一月二十二日 衆議院会議録第十三号 議長の報告

七

官 報 (号 外)

確かに改革は必要であり生産性を高める努力はすべきである。ただし、国民の将来不安の解消を行わないままだと逆に不安の増大につながる可能性がある。貿易の自由化や生産性向上は、一部の労働者を切つて捨てるということになりかねない。財政が厳しいという理由で「痛みに耐えよ」と言つて弱者切り捨てを行えば、国民の将来不安は増大するだけだと思うが同意するか。

十五 答弁書二の十一及び十三についてで、雇用は確実に改善しているとある。しかし改善した

のは非正規だけである。いつでも解雇できる非正規の人しか採用しないのは、企業が将来不安を持つてゐるからだと考えるが同意するか。

十六 世界中で長期間デフレを続ければ名目GDPが上がらない国は日本だけである。その理由は政府が国の借金が多いと言つて将来不安を煽つてゐる事が原因で国民は消費を抑え、企業は国内

投資を抑えているからだと考えるが同意するか。

十七　国の借金が日本以上の速度で増加している。国は世界中に数多く存在する。しかし、それら

の国々の名目GDPの増加速度は借金の増加速度に匹敵するものであり、その結果借金のGD

P比は日本よりはるかに低いものとなつてゐる。このことが意味するのは、日本の問題は国

の借金が増えることではなく、名目GDPが増えない事である。そしてそれは財政が厳しいな

どと言つて国民に将来不安を煽り、緊縮財政を行つたことが原因してゐると考へるが同意する

か。答弁書二つ、「國庫預金」の「預金」とは、

十八 答弁書二の一五及二六はついてて「国債の価格や長期金利は、金融政策のみならず、経

済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものであるとした上で、日本銀行は、二パーセントの「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するために必要な

時点まで、長短金利の操作を内容とする「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」(平成二十八年九月二十一日日本銀行政策委員会・金融政策決定会合決定)を継続するとしている旨を述べたものである。」とある。これは、インフレ率が二%になるまでは「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」による長短金利の操作が有効、すなわち、長短国債の価格操作が有効であるものの、インフレ率が二%を超える途端に無効となり、「国債の価格や長期金利は、金融政策のみならず、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まる」ため、いずれ国債が暴落する事になる。つまり、いずれこのような操作は必ず破綻を迎えることになるという趣旨か。もしくは、このような操作によってインフレ率が安定的に二%を超えてゆくことになれば、公的債務GDP比が低下し、政府財政が健全化するので問題にならないという趣旨か。右質問する。

〔別紙〕

内閣衆質一九二第一二六号  
平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 代理 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員福田昭夫君提出政府は国民の持つ将来不安の解消のための努力を怠っているのではないかという疑問に関する質問に対する答弁書

二、四から六まで、九、十及び十三について御指摘の「月収三十万円の家計でローン残高が五一四三万円」という例えは、平成二十六年度当初予算において我が国の税収及び税外収入

の合計額が五十四・六兆円程度である一方、当時の国の長期債務残高が七百八十兆円程度であることを見分かりやすく示したものである。國の財政と家計に関して、それぞれの債務はいずれも期日までに返済する必要があるといふ共通点を踏まえ、我が國の財政状況について国民の理解を深めることを目的として、財務省のホームページにおいて「我が國の財政を家計に例えた資料を掲載しているところであり、「国民の持つ将来不安を増大させる」との御指摘は当たらない。

七について  
十一について  
る。

御指摘の「国の財政を家計に例えている限り、借金返済の方法は非現実的な第一の方法しかありえず」の意味するところが必ずしも明らかではないが、我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、政府としては、経済・財政再生計画に基づき、平成三十二年度の財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政双方の再生を目指す経済・財政一体改革に取り組むこととしてい

の合計額が五十四・六兆円程度である一方、当時の国の長期債務残高が七百八十九兆円程度であることを見ると、國の財政と家計に関する限り、それぞれの債務はいずれも期日までに返済する必要があるという共通点を踏まえ、我が國の財政状況について国民の理解を深めることを目的として、財務省のホームページにおいて我が國の財政を家計に例えた資料を掲載しているところであります、「国民の持つ将来不安を増大させる」との御指摘は当たらない。

また、このような趣旨に鑑み、政府としては、御指摘の「インフレのお蔭で国の借金を実質的に減らしている」ことを家計に例えて示すことは考えていない。

我が國の財政状況は、極めて厳しい状況にあるが、政府としては、「経済財政運営と改革の基本方針二〇一五」(平成二十七年六月三十日閣議決定)に盛り込まれた「経済・財政再生計画」(以下「経済・財政再生計画」という。)に沿って引き続き財政健全化の取組を着実に進め、国債に対する信認を確保していくとともに、今後とも、財政について、国民に理解を深めていただきよう取り組んでまいりたい。

二及び八について

御指摘の「日銀はお金を刷って国債(国の借金)を買い取っている」及び「この家庭では離れてお札を印刷することが許されていて」の意味するところが必ずしも明らかではないが、財政法(昭和三十二年法律第三十四号)第五条本文においては、「すべて、公債の発行については、日本銀行にこれを引き受けさせ、又、借入金の借入については、日本銀行からこれを借り入れてはならない」とされており、これに抵触する日本銀行による公債の引受け等については禁じられている。したがつて、御指摘のような例えを使用することは不適切である。

七について  
御指摘の「国の財政を家計に例えているる限り、借り返済の方法は非現実的な第一の方法しかではないが、我が国の財政は、極めて厳しい状況にあり、政府としては、経済・財政再生計画に基づき、平成三十二年度の財政健全化目標の達成に向けて、経済と財政双方の再生を目指す経済・財政一体改革に取り組むこととしている。」  
十一について  
先の答弁書(平成二十八年十月七日内閣衆質一九二第一八号。以下「一八号答弁書」という。)及び十について及び先の答弁書(平成二十八年十月二十八日内閣衆質一九二第七六号。以下「七六号答弁書」という。)、五及び八についてお答えしたとおり、国債の価格や長期金利は、金融政策のみならず、経済・財政の状況等の様々な要因を背景に市場において決まるものであると考えている。黒田東彦日本銀行総裁も、長期金利について、平成二十八年九月二十一日の記者会見において、「短期金利と同じように完全にコントロールできるかという議論であれば、それは短期金利と全く同じようになります」と言つていません」と発言している。その上で、平成二十五年一月二十二日に政府及び日本銀行が共同で公表した「内閣府、財務省、日本銀行」アフレ脱却と持続的な経済成長の実現のための政府・日本銀行の政策連携について(共同声明)にもあるように、「持続可能な財政構造を確立するための取組を着実に推進する」ことを含め、「アフレからの早期脱却と物価安定の下での持続的な経済成長の実現に向け、政府及び同行の政策連携を強化し、一体となつて取り組んでいくこととしており、「政府は国民の持つ将来不安の解消のための努力を怠つてはならない」との御指摘は当たらない。

## 十二について

七六号答弁書六についてでお答えしたとおり、一八号答弁書七についてでは、一般に、利子が付されおらず、かつ、元本の償還が約束されていない債券には経済的価値が認められないことを踏まえ、先の質問主意書(平成二十八年九月二十七日提出質問第一八号)七において御指摘の「コンバート」を行えば、財政運営及び通貨に対する信認を著しく損なうおそれがある旨を述べたものであり、「政府が国民の持つ将来不安の解消のための努力を怠っている現れでないか」との御指摘は当たらぬ。

十四について  
成長戦略において、国民生活を豊かにし、企業の生産性を向上させるため、必要な改革をちゅうちょなく断行してきた。

例え、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第六十三号)により、農業協同組合制度を抜本的に改革し、企業が農業に参入しやすくなった。環太平洋パートナーシップ協定では、原署名国になった。観光では、査証緩和措置に加え、継続的な訪日プロモーション、免税店や免税対象品目の拡大等観光客誘致のための取組等を実施しており、平成二十七年、訪日外国人観光客は、過去最高となつた。加えて、電力の小売市場を全面自由化した。さらに、法人実効税率を二十ペーセント台に引き下げた。

こうした構造改革は、意欲ある者の創意工夫を促し、個人一人人がその潜在力を開花する「生産性革命」につながり、日本経済の成長に貢献するものである。

さらに、経済成長の果実を生かして、安心できる社会基盤を築き、成長と分配の好循環を強固なものとするものとしており、御指摘の「弱者切り捨て」を行うものではない。

## 十五について

企業がどのような雇用形態の者をどの程度採用するかは、個別の事情によって様々であることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。なお、正規雇用労働者数は、平成二十七年に八年ぶりに対前年比で増加に転じていることから、「改善したのは非正規だけではない」との御指摘は当たらぬ。

## 十六及び十七について

我が国においては、安倍内閣の経済財政政策によつて、名目GDPは増加している。

また、我が国の財政状況については、国・地方の債務残高がGDPの二倍程度に膨らんでいることは事実であり、「国の借金が多いと言つて将来不安を煽つてはいる」及び「将来不安を煽り、緊縮財政を行つた」との御指摘は当たらぬ。一般論としては、経済再生を実現しGDPを拡大することと債務残高を抑制することが債務残高対GDP比の安定的な引下げにつながることになる。したがつて、経済再生と財政健全化の両立に向けて、引き続き基礎的財政收支の黒字化を目指し、その改善に取り組んでまいりたい。

## 十八について

七六号答弁書一、五及び八についてでは、日本銀行は、デフレ脱却と持続的な経済成長の実現のために、二ペーセントの「物価安定の目標」の実現を目指し、これを安定的に持続するため必要な時点まで、長短金利の操作を内容とする「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」(平成二十八年九月二十一日日本銀行政策委員会・金融政策決定会合決定)を継続する旨を述べたものであり、お尋ねのような、インフレ率が二ペーセントを超える途端に金融政策が無効となり、国債が暴落することになることやインフレ率が安定的に二ペーセントを超えていくこと

により財政が健全化する旨を述べたものではない。なお、政府としては、今後とも、財政健全化の取組を着実に進め、国債に対する信認の確保に努めてまいりたい。

平成二十八年十一月九日提出 質問 第一、二、七号

政府の円借款などに関する質問主意書 提出者 遠坂誠一

内閣衆質一九二第二七号 平成二十八年十一月十八日

政府の円借款などに関する質問主意書

内閣總理大臣臨時代理 麻生太郎  
衆議院議長 大島理森殿  
内閣衆質一九二第二七号 平成二十八年十一月十八日

一一〇一二年十二月の第二次安倍内閣以後、他国に対する円借款総額は五兆九一四二億円、技術供与総額五三六七億円、さらに無償供与総額六九〇億円、この総計が七兆一九九億円と認識しているが、これらの政府の円借款などについて疑義があるので、以下質問する。

一 総額七兆一九九億円とその内訳に対する当職の認識は正しいか。政府の見解を示されたい。

二 多額の長期債務を抱える日本政府が、四年弱の短期間に、他国に対して六六九〇億円も無償で資金を提供することには疑問の声もある。まずは国内政治の課題に使うべきではないかとも指摘される。この疑問に対する政府の見解を明らかにされたい。

三 円借款五兆九一四二億円の借款期間、借款条件はどうなつてあるかを明らかにされた上で、その元金と利息は確実に償還されると思込んでいるのか。政府の見解を明らかにされたい。

四 二〇一二年十二月以前も含め、これまでに政府が供与した円借款のうち、政府が元金の返済を免除した事案と免除はしていないが返済が滞つてある事案はあるのか。あるとすれば、その事例を具体的に示した上で、政府の見解を示されたい。

五 右の問い合わせについて、政府が元金の返済を免除した事案と免除はしていないが返済が滞つてある事案はあるのか。あるとすれば、その事例を具体的に示した上で、政府の見解を示されたい。

した事案と免除はしていないが返済が滞つてある事案について、かかる事案を適切なものと判断しているのか。さらには、今後それらにどう対応する考えなのか。政府の見解を示されたい。

右質問する。

内閣總理大臣臨時代理 麻生太郎  
衆議院議員遠坂誠二君提出政府の円借款などに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。  
〔別紙〕

衆議院議員遠坂誠二君提出政府の円借款などに関する質問に対する答弁書

一について  
平成二十四年十二月二十六日の第二次安倍内閣の発足から平成二十八年十月三十一日までの期間において我が国政府と被援助国政府との間で締結された交換公文等に定められた無償資金協力の総額は約六千七百五十億円、円借款の総額は約五兆九千百四十二億円である。また、同期間における技術協力については、平成二十八年分に関しては現在実施中のため総額をお示することは困難であるが、我が国として経済協力開発機構に報告している平成二十五年から平成二十七年までの実績額及び平成二十四年の実績額を基に同年十二月二十六日から同月三十一日までの日数で日割りで算出した額の合計は、約六千三百八十一億円である。

二について  
無償資金協力を含む政府開発援助(以下「ODA」という)は、国際社会の平和と安定及び繁栄の確保により一層積極的に貢献することを目

的とし、我が国の平和と安全の維持、更なる繁栄の実現、安定性及び透明性が高く見通しがつきやすい国際環境の実現、普遍的価値に基づく国際秩序の維持・擁護といった我が国の国益の増進にも資するものであることから、我が国外交上の重要な手段の一つであると考えている。

政府としては、引き続き、我が国厳しい財政事情にも十分配慮しつつ、最大限外交的効果が得られる形でODAを実施し、国民の理解が得られるものとなるよう努めてまいりたい。

### 三について

円借款の償還期間や金利等の供与条件に関しては、案件ごとに異なるため、一概にお答えすることは困難である。円借款の供与に当たっては、被援助国協力体制、債務返済能力及び運営能力並びに債権保全策等を十分検討して判断を行つており、円借款を供与する時点においては、被援助国からの返済が滞ることは想定していない。

### 四及び五について

円借款は、ほとんどの場合被援助国から返済が行われているが、例外的に、円借款を供与する時点では予想し得なかつた事情によつて返済が著しく困難となつた場合、国際的な合意に基づいて、必要最小限に限つて債務免除といつた措置を講じている。平成十五年度以降我が国は三十三か国に対して総額で約一兆千二百九十九億円の円借款債務を免除している。また、延滞債権の具体的な事例については、被援助国の信用力や国際金融市场に影響を及ぼすおそれもあることから、明らかにすることは差し控えるが、円借款全体で返済期限を三年以上経過して延滞している債権額は、平成二十八年三月末時点で約六百三十八億円となつてゐる。

平成二十八年十一月九日提出  
質問第一二八号

### 北部訓練場の返還が過重な基地負担の軽減に繋がるとの政府説明の欺瞞に関する質問主意書

提出者 仲里 利信

北部訓練場の返還が過重な基地負担の軽減に繋がるとの政府説明の欺瞞に関する質問主意書

安倍内閣総理大臣は、今国会の所信表明演説において「沖縄の基地負担軽減に全力を尽くす」とこと

や「北部訓練場のうち四千ヘクタールを返還し、ヘリパッドを既存の訓練場内に移設することで、確実に結果を出して沖縄の未来を切り拓く」と

述べた。しかし、本職は、安倍総理が言うよう

に本当に「北部訓練場の返還」が「沖縄の過重な基

地負担の軽減」の「確実の結果」に繋がるのか、そ

してそれにより「沖縄の未来が切り拓かれる」のか

甚だ疑問を抱いている。むしろヘリパッドの移設

は老朽化した施設を最新鋭の機種に対応できるよ

うに機能強化するためであり、また上陸訓練機能の新たな整備等のようく使い勝手が良く、効率的な基地とすることであると考えている。

その証左が米海兵隊が二〇一三年にまとめた

「戦略展望二〇二五」で明確に「使用不可能な訓練場を部分返還し、限られた土地を最大限に活用する訓練場を新たに開発する」としていることであ

り、その結果、米軍は日本政府の負担でオスプレー

が含まれていないのは如何なる理由か明らかにされた。

五 質問三及び四に関連して、安倍総理が言う

「ヘリパッド」に「着陸帯」は含まれるが、「無障害物帯」や「進入路」、「工事用道路」、「訓練道」

ができるようになるのである。

そこでお尋ねする。

一 安倍総理は「今回の返還が二十年越しである」と言うが、なぜ二十年余も返還に手間取つたのか、その理由を明らかにされたい。

二 安倍総理は「今回の北部訓練場の返還面積が

にされたい。

八 安倍総理は「沖縄の未来を切り拓く」と言うが、それならばこれまでの「切り拓いた未来について政府の承知するところを明らかにされたい。

九 安倍総理は「ヘリパッドを既存の訓練場内に移設する」とあたかも同じものを単に右から左に移設するが如く述べて、移設前のヘリパッドと移設後のそれとの機能や規模、施設内容等について政府の承知するところを明らかにした上で、移設後のヘリパッドが海兵隊等の新型輸送機であるオスプレイに対応した新機能を備えたものであり、しかも規模もこれまでより拡大したものであることからすれば、訓練場の機能強化に他ならないという本職の見解について政府の見解を明らかにされたい。

十 本職は、今回の北部訓練場の再編の大きな目標の一つは、移設後のヘリパッドと国頭村宇嘉川河口部を結ぶ「訓練道」を新たに整備して、海からの上陸訓練とヘリパッドでのオスプレイの離発着訓練を同時に実施することを可能とし、空と海と陸が一体となつた訓練を日常的に効率よく実施できるようになると考へて、川河口部を結ぶ「訓練道」を新たに整備して、海

十一 本職は、返還されない既存の訓練場内には既設のヘリパッドが十五カ所あり、同訓練場内にあるヘリパッドの数と面積、返還されない既存の訓練場内にある既存のヘリパッドの数と面積、新たに整備するヘリパッドの数と面積についてそれぞれ政府の承知するところを明らかにした上で、今回の移設が「基地負担の軽減」にどのように繋がつて、政府の見解を答える

れたい。

十二 本職は、返還されない既存の訓練場内には既設のヘリパッドが十五カ所あり、同訓練場内に新たにヘリパッドが六カ所建設されれば、合計で二十一カ所のヘリパッドが北部訓練場内にされることになると承知している。これらのヘリパッドや訓練道を米軍がこれまでと同様にジャンクル戦の演習・訓練のために自由勝手に使用したら、国の天然記念物であるノグチゲラを始めとする希少生物や絶滅危惧種、固有種がたちどころに絶滅の危機に陥り、またやんばるの森は徹底的に破壊されてしまうのではないか。

十一 質問十一に関連して、今回のヘリパッドの

七 安倍総理は「一つひとつ確実に結果を出す」と言つて、これまでの「結果を出した基地負担の軽減」について政府の承知するところを明らかにされた。

移設工事はまさに環境破壊そのものであり、自然保護への配慮は微塵も感じられないところであります。政府は今回のヘリパッド建設工事による騒音被害や環境への負荷、影響をどのように考へておられるか。

十三 東村高江周辺の住民は、ヘリパッド建設がオスプレイの訓練激化に繋がり、これまで以上に騒音の悪化や住環境の破壊をもたらすものであり、人格権の侵害であるとして工事の差し止めを求める訴訟を提起した。政府は地域住民のこのような悲痛な訴えをどのように考えているか。

十四 米海兵隊が二〇一三年にまとめた「戦略展望二〇二五」は、米軍北部訓練場に関し「約五十ー%の使用不可能な訓練場を日本政府に返還する」と記載されているが、米軍が使用不可能とした約五十ー%の訓練場と今回部分返還する四千ヘクタールの関係及び使用不可能とした理由について政府の承知するところを明らかにした上で、本職は、米軍が使用不可能とした場合に限つて返還されるならば「沖縄の基地負担軽減に全力を尽くす」との安倍総理の所信表明は全くの虚言であり、米軍・米国政府の方針であつて、相も変わらずに米軍・米国政府に追従する姿勢を露わにしたものであると批判せざるを得ないが、本職のこのようない批判に対する政府の見解を答えられたい。

十五 質問十四に關連して、米海兵隊の「戦略展望二〇二五」は「限られた土地を最大限に活用する訓練場を新たに開発する」として「安波訓練場の閉鎖・土地の返還の代わりに、北部訓練場への新たな海岸線からのアクセス経路の提供を受けることで安波訓練場はリスクなく返還する」とが出来る」と記している。本職は、このような記述があるということは、米軍にとって今回の中返還があくまでも「基地を安上上がりに、しかも効率よく使い勝手の良いもの」とし、また

老朽化した施設を最先端の施設に整備し直すための返還であることは明らかであると考える。よつて、これらの記述について政府の承知するところを明らかにした上で、本職のこのようない考え方に対する政府の見解を答えるべきではないか。

十六 政府はやんばるの国立公園指定と世界自然遺産登録への原点に立ち戻つて、米軍の北部訓練場を含む全ての区域を「やんばるの森」として指定し直すとともに、改めて希少生物や絶滅危惧種の保護とやんばるの森の自然環境の保全に努めるべきではないか。

十七 本職は、戦争につながる一切の軍事基地の撤去を求める立場であるが、「沖縄の過重な基地負担の軽減」を図るために当面の措置として、現在米軍任せとなつてゐる返還地の決定に對して、地元の市町村や沖縄県からの要望のある土地をまず返還するという本来の方法に戻すべきであると考えるが、政府の見解を伺う。

右質問する。

内閣衆質一九一第一二八号  
平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員仲里利信君提出北部訓練場の返還が過重な基地負担の軽減に繋がるとの政府説明の欺瞞に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出北部訓練場の返還が過重な基地負担の軽減に繋がるとの政  
府説明の欺瞞に関する質問に対する答弁書  
一について

お尋ねの「返還に手間取った」の意味すること  
うが必ずしも明らかではないが、北部訓練場の面積である約二万二千六百ヘク

土地の返還については、平成八年十二月に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告(以下「SACO最終報告」という)を受け、米側と返還条件に関する協議をした結果、平成十一年四月の日米合同委員会において、返還される区域に所在するヘリコプター着陸帯七か所を同訓練場の残余の部分に移設すること等を条件として、同訓練場の過半を返還することが合意された。また、ヘリコプター着陸帯の移設については、自然環境の保全にできる限り配慮するとの観点から、那覇防衛施設局(当時)が環境調査を平成十年十二月から自主的に実施した上で、その結果を踏まえ、平成十八年二月の日米合同委員会において、移設されるヘリコプター着陸帯の数を七か所から六か所に縮小等することで、現在合意された。その後、平成十九年七月から移設工事に着手したところであるが、当該工事に反対する人々によつて、國の所有地である進入路等における車両の駐車、テント等の設置等の妨害行為が繰り返し行われ、その円滑な実施が阻害されてきたことから、いまだ当該工事を完了することができず、返還は実現していないところである。しかしながら、もはや返還の先送りは許されないものと考えている。

土地の返還については、平成八年十二月に発表された沖縄に関する特別行動委員会の最終報告(以下「SACO最終報告」という)を受け、米側と返還条件に関する協議をした結果、平成十一年四月の日米合同委員会において、返還される区域に所在するヘリコプター着陸帯七か所を同訓練場の残余の部分に移設すること等を条件として、同訓練場の過半を返還することが合意された。また、ヘリコプター着陸帯の移設については、自然環境の保全にできる限り配慮するとの観点から、那覇防衛施設局(当時)が環境調査を平成十年十二月から自主的に実施した上で、その結果を踏まえ、平成十八年二月の日米合同委員会において、移設されるヘリコプター着陸帯の数を七か所から六か所に縮小等することで、現在合意された。その後、平成十九年七月から移設工事に着手したところであるが、当該工事に反対する人々によつて、國の所有地である進入路等における車両の駐車、テント等の設置等の妨害行為が繰り返し行われ、その円滑な実施が阻害されてきたことから、いまだ当該工事を完了することができず、返還は実現していないところである。しかしながら、もはや返還の先送りは許されないものと考えている。

タールで除して算出した割合である。

### 三について

お尋ねの「積算根拠」については、北部訓練場の過半の返還に関する日米合意においてその返還条件とされている直径四十五メートルの移設後のヘリコプター着陸帯六つの総面積である。

### 四及び五について

お尋ねの「定義」及び「構成要件」の意味するところが明らかではないが、お尋ねの「面積」については、移設後のヘリコプター着陸帯は約〇・九六ヘクタール、無障害物帯は約一・七〇ヘクタール、ヘリコプター着陸帯につながる進入路は約一・〇八ヘクタール、移設に係る工事用道路は約一・二三ヘクタール、移設工事の一環として現在補修を行つてゐる、移設後のヘリコプター着陸帯と北部訓練場の水域までを結ぶ既存の通行路は約〇・三一ヘクタールである。

また、御指摘の「含まれる」及び「含まれていない」の意味するところが明らかではないが、安倍内閣総理大臣の所信表明演説における「ヘリコプター着陸帯を指すものである。

御指摘の「約二割」については、北部訓練場の返還される区域の面積である約四千ヘクタールを平成二十八年三月三十一日時点における沖縄県内の日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(昭和三十五年条約第七号)第二条第一(a)の規定に基づき我が国に駐留するアメリカ合衆国軍隊(以下「在日米軍」という。)の使用に供する施設及び区域(以下「在日米軍施設・区域」という。)の面積である約二万二千六百ヘク

北部訓練場におけるヘリコプター着陸帯の移設については、返還される区域に現在七か所あるヘリコプター着陸帯を移設後は六か所とし、また、当初、直径七十五メートルとすることで日米間で合意してゐた移設後のヘリコプター着陸帯の大きさを直径四十五メートルに変更したものである。また、お尋ねの「機能や規模、施設内容等」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、現在、同訓練場には二十二か所のヘリコプター着陸帯が存在し、そのうち返還される区域に七か所のヘリコプター着陸帯が存在することは承知しているが、移設前の



平成二十八年十一月十日提出  
質問 第一回

二回  
三回  
四回  
五回  
六回  
七回

ドナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領選挙当選にともなう日本政府の対応に関する質問主意書

提出者 逢坂 誠二

ドナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領選挙当選にともなう日本政府の対応に関する質問主意書

日本時間の平成二十八年十一月九日に開票の行われたアメリカ合衆国の大統領選挙において、共和党的ドナルド・トランプ氏が当選し、次期の大統領になることが決まった。ドナルド・トランプ氏は、これまで選挙戦を通じて様々な個性的主張をしているが、これらの主張に基づいて合衆国大統領としての職務が行われるのであれば、今後の日米関係、さらには日本のあり方にも影響が及ぶことが容易に推測できる。

さらに、これまでの民主党のバラク・オバマ大統領から共和党的ドナルド・トランプ氏への政権交代が行われることで、これまでのオバマ政権の政策も大きく修正される可能性は否定できない。これに對して多くの国民は不安を抱いており、平成二十八年十一月九日の東京市場で日経平均株価が一時千円以上下落したのはその経済的側面であり、政府にはトランプ大統領の誕生という衝撃を国民に説明していく責務があろう。

このような観点から、以下質問する。  
一 ドナルド・トランプ氏は、在日米軍の撤退や規模の縮小などを主張しているが、これに対し日本政府はどうのように対処していくのか。具体的に示されたい。  
二 ドナルド・トランプ氏は、日本の防衛の一部を米軍が肩代わりしており、このためアメリカ国民の税金が使われていることは誤りであり、日本が独自に日本の防衛を行うべきと主張して

いるが、これに対しても日本政府はどのように対処していくのか。政府の見解を示されたい。

三 ドナルド・トランプ氏は、日本の核武装を容認すべき旨の主張をしているが、これに対しても日本政府はどのように考へておられるのか。唯一の被爆国である日本として、ドナルド・トランプ大統領にどのように日本政府の方針を説明し、理解を求めるべきだと考へておられるのか。政府の見解を示されたい。

四 ドナルド・トランプ氏は、選挙戦を通じてTPP協定に終始反対の意思を明確にしており、ドナルド・トランプ大統領のもとではTPP協定が発効しない可能性が高い。このような状況下でも、TPP協定の早期の国会承認が必要だと考へておられるのか。政府の見解を示されたい。

五 政府はTPP協定の国会審議を一時保留し、ドナルド・トランプ大統領の政権移行チームと緊密に協議し、次期政権のTPP協定への方針を確認すべきではないか。民主党政権から共和党政権に替わるとともに、選挙戦を通じてTPP協定に終始明確に反対していたドナルド・トランプ次期大統領がTPP協定の連邦議会での批准を進める可能性は低く、安倍政権がTPP協定の審議を強行することは、ひいてはトランプ政権との関係を損なうことになりかねない。政府の見解を示されたい。

六 平成二十八年十一月九日の東京市場で日経平均株価が一時千円以上下落し、ドル円も四円以上も急伸した。これはトランプ政権への国民の不安の経済的側面であり、これらの経済指標の大きな変動は国民生活に大きな影響を及ぼすものである。いわゆるトランプ・リスクにより、東京の株式市場、外国為替市場にどのような影響があり、そのことが日本経済にどのような影響があると考えておられるのか。政府の見解を示されたい。

七 ドナルド・トランプ氏の当選により、急激な円高が短期的に進行し、ある経済アナリストによれば九十円程度の円高を予想するものがある。このように急激な円高が短期的に生じた場合、政府は為替介入を行う準備があるのであるが、またそれはどのような観点から行われるのか。政府の見解を示されたい。

八 内閣衆質一九二第一回  
平成二十八年十一月十八日

内閣總理大臣臨時代理  
衆議院議長 大島 理森殿  
衆議院議員逢坂誠二君提出ドナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領選挙当選にともなう日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

〔別紙〕  
衆議院議員逢坂誠二君提出ドナルド・トランプ氏のアメリカ合衆国大統領選挙当選にともなう日本政府の対応に関する質問に対する答弁書

一及び二について  
米国の大統領選挙の候補者としての発言を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えた

い。いざれにせよ、日米同盟は国家安全保障の基軸であり、アジア太平洋地域を始めとする国際社会の平和と安定及び繁栄のために、トランプ次期政権との間でも緊密に協力していく。

三について  
米国の大統領選挙の候補者としての発言を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えた

い。いざれにせよ、我が国は、非核三原則を国是として堅持しており、また、原子力基本法（昭和三十年法律第二百八十六号）及び核兵器の不拡散に関する条約（昭和五十一年条約第六号）に

こととしている。

四 及び五について  
米國の大統領選挙の候補者としての発言を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えた

い。いざれにせよ、昨年十一月の環太平洋パ

トナーシップ（以下「TPP」という。）首脳会合において、十二か国（首脳）は、TPP協定の早期発効を目指すことを確認している。現職の才

バマ米国大統領も、TPP協定の早期発効に向け努力していると承知している。

TPP協定は、アジア太平洋地域に、自由、民衆主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と共に、二十一世紀にふさわしい新たな経済ルールを作り、人口八億人、世界経済の四割近くを占める広大な経済圏を生み出すものであり、安倍内閣の「成長戦略の柱」となるものである。国会でTPP協定が承認され、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律案が成立すること、「自由貿易を推進し、TPP協定の早期発効を目指すべき」との立法府も含めた我が国の意思が明確になる。政府としては、我が国が主導することで、早期発効に向けた機運を高めていきたいと考えている。

六について  
株価及び外国為替相場は、様々な要因を背景に市場において決まるものであり、それらの動向について言及することは市場に無用の混乱を生じさせかねないことから、御指摘の株価及び外国為替相場の動向やそれらを前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えたい。

七について  
仮定を前提としたお尋ねにお答えすることは差し控えるが、本邦通貨の外国為替相場の安定は重要であり、今後とも、外国為替市場の動向を注視し、適切に対応してまいりたい。



えすることは困難であるが、「土人」という語は、一般に、御指摘の辞書に記載されたような意味で用いられているものと承知している。

二について

大阪府警察によると、平成二十八年十月十八日、同府警察から沖縄県警察に派遣された警察官が、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に反対する個人に対して「土人」と発言したこと(以下「本件発言」という。)は、相手方を極めて不快にさせ、警察の信用を失墜させるような不適切なものであり、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十二条等の規定に違反することから、当該警察官に対し、同法第二十九条第一項第一号、第二号及び第三号の規定に該当するとして戒告の処分を行ったことである。

三及び四について

お尋ねの「差別的な発言で人権上問題がある」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、「土人」という語は、一般に、一で御指摘の辞書に記載されたような意味で用いられているものと承知している。

お尋ねの「差別的な発言で人権上問題がある」の具体的な意味するところが必ずしも明らかではなく、一概にお答えすることは困難であるが、「土人」という語は、一般に、一で御指摘の辞書に記載されたような意味で用いられているものと承知している。

鶴保国務大臣は、本件発言については、警察官のように逮捕権を有し、公権力を行使する者がかかる言動を行つたことについては許すまじきことと考えている一方で、本件発言を人権問題と捉えるかどうかについては、言われた側の感情に主軸を置いて判断すべきであり、本件発言が沖縄県民の感情を傷つけたという事実があるならばしっかりと襟を正していかなければならず、また、人権問題と捉えていたから含め、個別の事案についてはつぶさにこれを注視していくことが重要であるとの趣旨を述べており、菅内閣房長官からも政府の見解として同様の趣旨を述べているところで

あり、御指摘のようすに鶴保国務大臣の答弁を撤回し、又は訂正する必要はないと考えている。

なお、松本国家公安委員会委員長は、本件発言について「不適切であり、誠に遺憾である」と

は、事実の詳細が明らかでない状況の中ではお答えは差し控えたい」と述べており、菅内閣房長官、金田法務大臣、松本国家公安委員会委員長及び鶴保国務大臣との間で認識に差異はないと考えている。

平成二十八年十一月十日提出  
質問 第一三二号

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する再質問主意書

提出者 仲里 利信

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する再質問主意書

沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する再質問主意書

三 本職の「指導や説明は何ら目的や成果を見出していくのではないか」との質問に対し、政府は「警察法に基づき業務を適切に行つておらずにされたい。

二 質問一に連して、そもそも「警察法に基づき業務を適切に行つている」ならばこのようないい発言は起ららないのではないか。

三 本職の「発言した二人は警察官たる資格や資質に欠けるのではないか」との質問に対し、政府は「地方公務員法第三十二条等の規定に違反すると答弁した。しかし、同規定は「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」として「職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則、規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」である。今回の二人の発言はこの規定のどの部分に違反しているのか。また法令等の「等」とは何か。

四 質問三に連して、政府は「二人の発言が「地方公務員法第三十二条等違反である」とするではないか」と質したところ、理由を全く示さずには「警察法に基づき業務を適切に行つておらずにされない」と強弁する有様である。また、今回の発言の根底には「沖縄への差別意識と植民地意識がある」と指摘したところ、「指摘の意味するところが必ずしも明らかでない」として眞面目に

答えようとせず、おざなりに「本件発言は極めて遺憾である」と答弁した。挙句の果てには、「鶴保庸介沖縄担当大臣は十月三十一日の発言に引き続き、十一月八日の参議院内閣委員会で再び「今回

の発言が差別と断定できない」との見解を示しており、沖縄県民の憤りと悲しみを増大させるとともに、改めて政府内部の問題意識の低さや問題の根深さを感じさせた。

そこで再度お尋ねする。

一本職の「指導や説明は何ら目的や成果を見出していくのではないか」との質問に対して、政府は「警察法に基づき業務を適切に行つておらずにされたい。

二 質問一に連して、そもそも「警察法に基づき業務を適切に行つている」ならばこのようないい発言は起ららないのではないか。

三 本職の「発言した二人は警察官たる資格や資質に欠けるのではないか」との質問に対し、政府は「地方公務員法第三十二条等の規定に違反すると答弁した。しかし、同規定は「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」として「職務を遂行するに当たって、法令、条例、地方公共団体の規則、規程に従い、かつ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」である。今回の二人の発言はこの規定のどの部分に違反しているのか。また法令等の「等」とは何か。

七 質問三に連して、政府は「二人の発言が「地方公務員法第三十二条等違反である」とするではないか」と質したところ、理由を全く示さずには「警察法に基づき業務を適切に行つておらずにされない」と強弁する有様である。また、今回の発言の根底には「沖縄への差別意識と植民地意識がある」と指摘したところ、「指摘の意味するところが必ずしも明らかでない」として眞面目に

れとの指摘に対し「全くない」と否定した」と対して、本職は「理由を示さずに否定することは官房長官として行つてはならない行為である」と指摘したところ、政府は記者会見における質問に対して「端的に答えた」ものであると答弁している。それならば、今回の発言の根底に差別意識が全くない」と断言する理由を明らかにされたい。

六 本職は、鶴保庸介沖縄担当大臣の十月二十一日及び三十一日の発言に対して、「問題のすり替えや矮小化である」として「沖縄担当大臣として県民の思いに寄り添い、率先して配慮すべきである」と質したところ、政府は「大臣の自らの見識に基づき適切に判断し発言したものと承知している」と答弁している。また十一月八日の参議院内閣委員会において「今回の発言が差別と断定できない」との発言に対しても何ら是正を求めたり、注意を行つたりしていない。本職は政府のこのような対応に對して疑問を抱くとともに、強い憤りを感じる。なぜならば、金田勝年法務大臣は十月二十五日の参議院法務委員会で「土人との発言は差別用語に当たる」とし、また「その言葉のみを捉えてどう思うかと言われば、同じように思つ、「とても残念で許しまじき言動だ」と明確に認めているからである。また不十分ではあるが、菅官房長官も定例記者会見等で「警察官が不適切な発言を行つたことは大変残念だ」としていること、さらに本職の質問主意書に対し政府は閣議で取り上げて「地方公務員法違反であり懲戒処分を行つた」と答弁を決定しているのである。これらのことからすれば、「土人」や「シナ人」発言に対する鶴保大臣の度重なる擁護発言は「閣内不一致」になるのではない。

七 報道によると、十一月十日に開催された参議院内閣委員会の理事懇談会で鶴保大臣は抗議の県民の「威圧的言動は許しまじきことだ」として改

めて「土人発言」を擁護し、さらに「差別発言」とは断定できないとの認識も改めて表明したとのことである。この発言のどれ一つとっても鶴保大臣の見解は「人」として、「個人」或いは「政治家」、さらには「大臣」としての「見識のある行為に基づくものとは到底言えないのではないか。

八 鶴保大臣は「本邦外出身者に対する不當な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(いわゆるヘイト対策法)」の理念や内容、制定に至った経緯と目的等を全く理解していないのではないか。

九 質問六から八に関連して、政府は鶴保大臣に対して、内閣として発言の取り下げや訂正、謝罪等を求めるべきではないか。

十 「土人」や「シナ人」発言に対する鶴保大臣の度重なる擁護発言と矮小化の発言は、沖縄担当大臣としての「沖縄県民に寄り添い、思いを率先して配慮する」行為であるとは到底思われない。よつて政府は鶴保大臣を速やかに罷免すべきではないか。

十一 鶴保大臣の一連の言動や見解に接して、沖縄県民の多くは改めて「沖縄担当大臣の職責や望まれる行動とはどのようなものか、如何にあるべきか」ということを痛感している。決して今回の鶴保大臣のように「県民を侮辱し、「差別し、「県民の気持ちに寄り添わない」ことがあっていい。そこで本職は、改めて政府が考える「沖縄担当大臣のあるべき姿とその職責」について、政府の認識と見解を伺う。

内閣衆質一九二第一三三二号  
平成二十八年十一月十八日  
内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣 大島 理森殿  
麻生 太郎

## 〔別紙〕

衆議院議員仲里利信君提出沖縄県東村高江のヘリパッド建設工事に反対する住民・県民を警備するため派遣された大阪府機動隊員による差別発言に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

## 答弁書

一 及び二について  
〔「警察法に基づき業務を適切に行っている」ならばこのようないの意味するところが必ずしも明らかではないが、大阪府警察によると、平成二十八年十月十八日、同府警察から沖縄県警察に派遣された警察官二名が、いずれも「感情が高ぶる」などした結果、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に反対する個人に対し、それぞれ「シナ人」又は「土人」との発言(以下「本件発言」という)をしたとのことである。

三について  
〔大阪府警察によると、本件発言をしたことには、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第三十二条に規定する法令)及び「地方公共団体の機関の定める規程」に従わなかつたこととなり、また、「上司の職務上の命令」に「忠実」に従わなかつたこととなることから、同条の規定に違反することである。また、同条の見出しにおける御指摘の「法令等の「等」とは、同条に規定する「条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程」をい

くことが重要であるとの趣旨を述べており、個別の事案についてはつぶさにこれを注視していくことが重要であるとの趣旨を述べており、菅内閣官房長官からも政府の見解として同様の趣旨を述べているところである。また、金田法務大臣は、本件発言について「大変残念で許すまじき行為である」としつつ、「差別的意識に基くものかどうかといふのは、事実の詳細が明らかでない状況の中ではお答えは差し控えた」と述べおり、菅内閣官房長官、金田法務大臣及び鶴保国務大臣の間で認識に差異はない」と考えている。

五について  
〔お尋ねについては、大阪府警察から沖縄県警察に派遣された警察官が、北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設工事に反対する個人に対して、「土人」と発言したことについて、菅内閣官房長官は、警察庁から当該発言を行った警察官に「差別意識」はなかつたとの報告を受けたため、平成二十八年十月十九日午後の記者会見において、記者からの当該発言に係る質問に対し、端的にお答えしたものである。いずれにせよ、政府としては、当該発言は極めて遺憾であると考えている。

六から十一までについて  
〔御指摘の「土人」や「シナ人」発言に対する鶴保大臣の度重なる擁護発言、「土人発言」を擁護及び「度重なる擁護発言と矮小化の発言」の意味するところが必ずしも明らかではないが、鶴保国務大臣は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(いわゆるヘイト対策法)の理念や内容、制定に至った経緯と目的等を全く理解していない」及び「県民を侮辱し、「差別し、「県民の気持ちに寄り添わない」との御指摘は当たりらず、お尋ねのように「内閣として発言の取り下げや訂正、謝罪等を求める」と及び「鶴保大臣を速やかに罷免」することは考えていない。

## 質問 第一三三号

航空機からの落下物に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

現在、羽田空港の国際便の拡張にともない、從来は海上であった、旅客機の離発着ルートが、人口密集地の上空となる。そこでお尋ねする。  
今後新たに、人口密集地の上空を飛行するルートで何便が離発着するのか。上空を飛ぶ地名と便数と離発着時間帯をお示し願いたい。世界でこれ

官 報 (号外)

ほどの便数が人口密集地の上空を飛ぶ事例はあるのか。安全対策は万全なのか。内閣の見解を問う。航空機からの部品脱落、いわゆる落下物(以下、「航空機落下物」という)に関するお尋ねです。

航空法第百十一条の四及び航空法第二百三十四条に基づく報告の定義をお示し下さいた上で、この報告によると、全国で航空機落下物の事案は何件あるのか、過去十年の件数をお示し願いたい。また、平成二十七年度一年間のすべての脱落部品の名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付をお示し願いたい。

また、できるだけ遡って、過去、最大重量の航空機落下物はどのくらいの重さなのか、お示し願いたい。名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付、被害状況をお示し願いたい。さらに過去、重量の重い順に航空機落下物ワースト五を前述の項目とともにお示し願いたい。

以上を踏まえ、航空落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい。

羽田空港の国際便が拡張されることに伴つて、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆賀一九二第一三三号  
平成二十八年十一月十八日

内閣総理大臣臨時代理  
國務大臣  
大島  
理森殿

麻生  
太郎

衆議院議長妻昭君提出航空機からの落下物に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕  
衆議院議長妻昭君提出航空機からの落下物に関する質問に対する答弁書  
「今後新たに、人口密集地の上空を飛行する

ルートで何便が離発着するのか」及び「上空を飛ぶ地名と便数と離発着時間帯をお示し願いたい」とお尋ねについては、御指摘の「人口密集地」が具体的にどのような地域を指すのか必ずしも明らかではないが、政府としては、東京国際空港(以下「羽田空港」という)における新たな飛行経路案(以下「新経路案」という)について、平成二十八年七月二十八日に開催された国土交通省茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県等により構成される首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会(以下「協議会」という)において示したところである。新経路案によれば、南風時の十五時から十九時までの間並びに北風時の七時から十一時三十分までの間及び十五時から十九時までの間に新たな飛行経路を運用することとしており、新経路案に関し、想定される離着陸の回数及び航空機が上空を通過することが想定される地域について、例えば南風時のA滑走路については、着陸する回数は、一時間当たり十四回であり、通過する地域は、例えば東日本旅客鉄道株式会社の恵比寿駅付近及び同社の大井町駅付近であり、また、例えば南風時のC滑走路については、着陸する回数は、一時間当たり三十回であり、通過する地域は、例えば東京地下鉄株式会社の広尾駅付近並びに首都高速道路1号羽田線、湾岸線及び中央環状線の大井ジャンクション付近であり、さらに、例えば北風時のC滑走路については、離陸する回数は、一時間当たり二十二回であり、通過する地域は、例えば首都高速道路湾岸線の荒川湾岸橋付近及び主要地方道東京市川線の船堀橋付近である。

「世界でこれほど便数が人口密集地の上空を飛ぶ事例はあるのか」とのお尋ねについては、その意味するところが必ずしも明らかではないが、外國の空港に係る飛行経路について一例を挙げれば、英國のヒースロー空港においては、ロンドン市街地上空を通過する飛行経路が設定されていない。「平成二十七年度一年間のすべての脱落部品の名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付をお示し願いたい」とのお尋ねについては、機体部品脱落の確認報告のうち、落下した日付又は脱落

百三十四条に基づく報告の定義については、その意味するところが必ずしも明らかではないが、機体部品の航空機からの脱落については、航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第百十一条の規定に基づき、平成二十六年十月一日から、同法第二百二条第一項に規定する本邦航空運送事業者(以下「本邦航空運送事業者」という)等は、国土交通大臣に対し、面積が千平方センチメートル以上又は重量が一千キログラム以上の機体部品の航空機からの脱落を確認した場合には報告しなければならないこととされており、また、同法第二百三十四条の規定に基づき、平成二十一年四月一日から、最大離陸重量が五千七百キログラムを超える飛行機又は最大離陸重量が三千百七十五キログラムを超える回転翼航空機を運航する本邦航空運送事業者等に対しても、機体部品のうち、面積が百平方センチメートル以上のもの、非金属製の重量が二百グラム以上のもの若しくは金属製の重量が百グラム以上のもの、長さが百センチメートル以上のラバーシール又は全損しているライト類のいずれかに該当するものの航空機からの脱落を確認した場合には同大臣に対し報告するよう求めているところである。

「この報告によると、全国で航空機落下物の事案は何件あるのか、過去十年の件数をお示し願いたい」とのお尋ねについては、同法第二百十一条の四及び第二百三十四条の規定に基づき、機体部品の脱落を確認した場合の報告が開始された平成二十一年四月一日から平成二十八年十月三十一日までに、同大臣が、本邦航空運送事業者等から受けた報告(以下「機体部品脱落の確認報告」という)の件数は、四百三十七件である。

〔別紙〕  
衆議院議長妻昭君提出航空機からの落下物に関する質問に対する答弁書  
「平成二十七年度一年間のすべての脱落部品の名称、大きさ、重量、落下場所、落下した日付をお示し願いたい」とのお尋ねについては、機体部品脱落の確認報告のうち、落下した日付又は脱落

を確認した日付が平成二十七年度であるものにつき、脱落部品について、①名称、②大きさ、③重量、④落下場所、⑤落下した日付及び⑥脱落を確認した日付を報告ごとにお示しすると、それぞれ次のとおりである。

①レンズ ②縦約六・五センチメートル、横約五センチメートル ③約二百四十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月三日

①エコロジー・ボトル ②縦約十五センチメートル、横約九センチメートル ③約四十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月十日

①ライト ②不明 ③約二百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年四月十四日

①タイヤトレッド ②縦約五十七センチメートル、横約十センチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月六日

①レンズ ②縦約二十センチメートル、横約二センチメートル ③約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月六日

①フレーキデイスクリーパー ②縦約三センチメートル、横約三センチメートル ③約百グラム ④長崎空港内 ⑤平成二十七年五月十一日 ⑥平成二十七年五月六日

①ボルト(二本) ②それぞれ縦約五センチメートル、横約五センチメートル ③それぞれ約百グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月九日

①リング ②直徑約四センチメートル ③約二十四五グラム ④岡南飛行場内 ⑤平成二十七年五月十四日 ⑥平成二十七年五月十四日

①レンズ ②縦約十二センチメートル、横約十センチメートル ③約八百三十グラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月十五日

①ドライインマスト ②縦約五十七センチメートル、横約三十五センチメートル ③約一・八キログラム ④不明 ⑤不明 ⑥平成二十七年五月十



官 報 (号外)

日	①タイヤトレッド ②縦約四百センチメートル ③約二十三キロ グラム ④新千歳空港内 ⑤平成二十一年七月三十一月二十八日	①フェアリング ②縦約二百センチメートル、横約四十六センチメートル ③約十二キログラム及び約三・五キロ グラム ④千葉県香取市 ⑤有、種苗保護のため	③重量、④落下場所並びに⑤被害の有無及び被害とお示しすると、それぞれ次のとおりであり、また、いずれにおいても被害はなかつた。
日	①タイヤトレッド ②縦約三百三十センチメートル、横約六十センチメートル ③約二十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十四年十一月五日	①平成二十五年七月十五日 ②縦約八十センチメートル、横約三十センチメートル ③約一・八キロ グラム ④千葉県成田市 ⑤無	①平成二十八年五月十日 ②縦約八十分メートル、横約二十センチメートル ③約一・八キロ グラム ④千葉県香取市 ⑤有、種苗保護のため
日	①タイヤトレッド ②縦約四百十五センチメートル、横約三十三センチメートル ③約十三・七キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十六年十一月二十八日	①平成二十五年七月十五日 ②縦約八十センチメートル、横約二十センチメートル ③約一・八キロ グラム ④千葉県成田市 ⑤無	①平成二十八年五月十日 ②縦約八十分メートル、横約三十センチメートル ③約一・八キロ グラム ④千葉県香取市 ⑤有、種苗保護のため
日	①タイヤトレッド ②縦約百五十センチメートル、横約三十センチメートル ③約十キログラム ④那覇空港内 ⑤平成二十四年十一月二十二日	①平成二十五年七月十五日 ②縦約八十センチメートル、横約三十センチメートル ③約一・八キロ グラム ④千葉県成田市 ⑤無	①平成二十八年五月十日 ②縦約八十分メートル、横約三十センチメートル ③約一・八キロ グラム ④千葉県香取市 ⑤有、種苗保護のため
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①平成二十五年七月十五日 ②縦約八十センチメートル、横約三十センチメートル ③約十キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十八年四月十四日	①平成二十八年五月十日 ②縦約八十センチメートル、横約三十センチメートル ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日

日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月下旬から同年九月上旬 ②縦約百七センチメートル ③約四十キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十八年四月十四日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月二十一日 ②縦約三百二十五センチメートル、横約二センチメートル ③約六百グラム ④千葉県山武市 ⑤無
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月下旬から同年九月上旬 ②縦約百七センチメートル ③約四十キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十八年四月十四日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月二十一日 ②縦約三百二十五センチメートル、横約二センチメートル ③約六百グラム ④千葉県山武市 ⑤無
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月下旬から同年九月上旬 ②縦約百七センチメートル ③約四十キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十八年四月十四日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月二十一日 ②縦約三百二十五センチメートル、横約二センチメートル ③約六百グラム ④千葉県山武市 ⑤無
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月下旬から同年九月上旬 ②縦約百七センチメートル ③約四十キログラム ④成田国際空港内 ⑤平成二十八年四月十四日	①不明。ただし、発見日は平成二十七年八月二十一日 ②縦約三百二十五センチメートル、横約二センチメートル ③約六百グラム ④千葉県山武市 ⑤無

日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①安全対策は万全なのか、「以上を踏まえ、航空機の落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい」と、羽田空港の国際便が拡張されることに伴つて、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい」とのお尋ねについて、政府として	点検及び整備の徹底を指導すること、駐機中の航空機を政府の職員がチェックする仕組みを新たに構築すること等を示したところであり、これらの落下物対策を早急に具具体化し、安全対策を徹底してまいりたい。
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①安全対策は万全なのか、「以上を踏まえ、航空機の落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい」と、羽田空港の国際便が拡張されることに伴つて、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい」とのお尋ねについて、政府として	点検及び整備の徹底を指導すること、駐機中の航空機を政府の職員がチェックする仕組みを新たに構築すること等を示したところであり、これらの落下物対策を早急に具具体化し、安全対策を徹底してまいりたい。
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①安全対策は万全なのか、「以上を踏まえ、航空機の落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい」と、羽田空港の国際便が拡張されることに伴つて、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい」とのお尋ねについて、政府として	点検及び整備の徹底を指導すること、駐機中の航空機を政府の職員がチェックする仕組みを新たに構築すること等を示したところであり、これらの落下物対策を早急に具具体化し、安全対策を徹底してまいりたい。
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①安全対策は万全なのか、「以上を踏まえ、航空機の落下物の現状について内閣の見解をお示し願いたい」と、羽田空港の国際便が拡張されることに伴つて、落下物対策をどのように検討したのか、検討の経緯と対策の詳細について内閣の見解をお示し願いたい」とのお尋ねについて、政府として	点検及び整備の徹底を指導すること、駐機中の航空機を政府の職員がチェックする仕組みを新たに構築すること等を示したところであり、これらの落下物対策を早急に具具体化し、安全対策を徹底してまいりたい。

日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①URと株式会社間瀬コンサルタントとの契約について、口頭で契約をしているが、口頭で契約を結ぶことについて問題はないか。この契約では、請書や領収書など一切の書類は存在していないかったのか、国土交通省が調査の上、お示し願いたい」とお示し願いたい。その上で契約に問題がなかつたかどうか、安倍内閣の見解を問う。	過去にURは業者と今回のような形で口頭で契約を結んだ前例はあるのか。事例があるならば、口頭で契約を結んだ理由とともにすべての事例を国土交通省が調査し、お示し願いたい。
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①URと株式会社間瀬コンサルタントとの契約について、口頭で契約をしているが、口頭で契約を結ぶことについて問題はないか。この契約では、請書や領収書など一切の書類は存在していないかったのか、国土交通省が調査の上、お示し願いたい」とお示し願いたい。その上で契約に問題がなかつたかどうか、安倍内閣の見解を問う。	過去にURは業者と今回のような形で口頭で契約を結んだ前例はあるのか。事例があるならば、口頭で契約を結んだ理由とともにすべての事例を国土交通省が調査し、お示し願いたい。
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①URと株式会社間瀬コンサルタントとの契約について、口頭で契約をしているが、口頭で契約を結ぶことについて問題はないか。この契約では、請書や領収書など一切の書類は存在していないかったのか、国土交通省が調査の上、お示し願いたい」とお示し願いたい。その上で契約に問題がなかつたかどうか、安倍内閣の見解を問う。	過去にURは業者と今回のような形で口頭で契約を結んだ前例はあるのか。事例があるならば、口頭で契約を結んだ理由とともにすべての事例を国土交通省が調査し、お示し願いたい。
日	①タイヤトレッド ②不明 ③約十キログラム ④羽田空港内 ⑤平成二十八年八月十二日	①URと株式会社間瀬コンサルタントとの契約について、口頭で契約をしているが、口頭で契約を結ぶことについて問題はないか。この契約では、請書や領収書など一切の書類は存在していないかったのか、国土交通省が調査の上、お示し願いたい」とお示し願いたい。その上で契約に問題がなかつたかどうか、安倍内閣の見解を問う。	過去にURは業者と今回のような形で口頭で契約を結んだ前例はあるのか。事例があるならば、口頭で契約を結んだ理由とともにすべての事例を国土交通省が調査し、お示し願いたい。



の金額を算定していると承知している。

お尋ねの「今回の補償金額の算定は妥当であつたかどうか」については、概要によれば、「[第三章 個別の検査結果]に掲記すべきと認めた事態はなかつた」とされたものであり、政府としても同様に認識している。

お尋ねの「JRの補償金額の内訳」については、

国土交通省は機構から相談は受けていない。

お尋ねの「会計検査院は今回の補償金額は妥当との判断をしている」根拠については、会計検査院において、会計検査の結果、国会に報告すべき事項があれば報告されるものと承知している。

御指摘の「今回の件」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの「甘利代議士の事務所スタッフ及び事務所関係者に、国土交通省及びURは何らかの情報提供をしているか」、「その内容及びこの情報提供は通常していることで、問題ないと考えるのかについて、御指摘の「道路地物件移転補償契約」、「A社が使用していた土地のうち、道路予定地以外の土地に存する物件の移転補償契約」及び「A社が所有する一部の建物の損傷に対する補償をする契約に關して、『甘利代議士の事務所スタッフ及び事務所関係者に、国土交通省及びURは何らかの情報提供をし』た内容は、同省については、平成二十八年一月二十八日に同省住宅局が公表した「週刊文春（一月二十八日号・二月四日号）」記事に関する事実関係の調査結果について」とおりであり、機構については、同年二月一日に機構が公表した「週刊文春（一月二十八日号・二月四日号）」記事に関する事実関係の調査結果について（追加）のとおりである。同省及び機構においては、国会議員の事務所から問合せがあれば、できる限り丁寧に対応することとしており、御指摘の「情報提供も同様に対応したものであつて、特段の問題はないものと認識している。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案

右の議案を提出する。

平成二十八年五月十七日

提出者  
山本ともひろ 岸本周平  
上田勇 丸山穂高  
賛成者  
大野敬太郎外二十二名

に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「金融機関」とは、次に掲げる者（この法律の施行地外に本店を有するものを除く。）をいう。

一 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第四十三条第二項において単に「銀行」という。）

二 長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行（第四十三条第二項において単に「長期信用銀行」という。）

三 銀行法（昭和五十九号）第二条第一項に規定する銀行（第四十三条第二項において単に「銀行」という。）

四 信金連合会（昭和五十九号）第二条第一項に規定する信金連合会（第四十三条第二項において単に「信金連合会」という。）

五 信用金庫（昭和五十九号）第二条第一項に規定する信用金庫（第四十三条第二項において単に「信用金庫」という。）

六 信託業協同組合（昭和五十九号）第二条第一項に規定する信託業協同組合（第四十三条第二項において単に「信託業協同組合」という。）

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第一百八十一号）第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会（第四十三条第二項において「信用協同組合連合会」という。）

八 労働金庫連合会（昭和五十九号）第二条第一項に規定する労働金庫連合会（第四十三条第二項において「労働金庫連合会」という。）

九 株式会社商工組合中央金庫（昭和五十九号）第二条第一項に規定する株式会社商工組合中央金庫（第四十三条第二項において「商工組合中央金庫」という。）

十 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合（第四十三条第二項において「農業協同組合」という。）

十一 農業協同組合法第十条第一項第三号の事業を行う農業協同組合連合会（第四十三条第二項において「農業協同組合連合会」という。）

十二 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二条）第十二条第一項第四号の事業を行う漁業協同組合（第四十三条第二項において「漁業協同組合」という。）

十三 水産業協同組合法第八十七条第一項第四号の事業を行う水産業協同組合連合会（第四十三条第二項において「水産業協同組合連合会」という。）

十四 水産業協同組合法第九十三条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合（第四十三条第二項において「水産加工業協同組合」という。）

十五 水産業協同組合法第九十七条第一項第二号の事業を行う水産加工業協同組合連合会（第四十三条第二項において「水産加工業協同組合連合会」という。）

十六 農林中央金庫（昭和五十九号）第二条第一項において「農林中央金庫」という。）

2 この法律において「預金等」とは、一般預金等（預金保険法昭和四十六年法律第三十四号）第五十一条第一項に規定する一般預金等をいう。）

3 この法律において「預金者等」とは、預金者その他の預金等に係る債権を有する者をいう。

4 この法律において「異動」とは、預金等に係る次に掲げる事由をいう。

一 当該預金等に係る預金者等その他の主務省令で定める者が当該預金等を利用する意思を表示したものと認められる事由として主務省令で定める事由

二 前号に掲げる事由に準ずるものとして主務省令で定める事由のうち、当該預金等に係る金融機関が、この法律に基づく業務を円滑に実施するため同号に掲げる事由と同様に取り扱うことが必要かつ適当なものとして、主務省令で定めるところにより、行政庁の認可を受けた事由

三 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

4 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

5 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

6 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

7 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

8 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

9 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

10 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

11 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

12 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

13 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

14 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

15 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

16 この法律において「最終異動日等」とは、預金等に係る次に掲げる日のうち最も遅い日をいう。

第一條 この法律は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用することにより、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進

号)第百五十三条において準用する場合を含む。)の規定に基づく更生手続終結の決定により当該更生手続が終了した場合であつて、当該更生手続に係る更生計画(株式会社については会社更生法第二条第二項に規定する更生計画をいい、協同組織金融機関(金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第四条第二項に規定する更生計画をいう。)による変更がなされた後の第一項の預金等に係る債権の額が確定していないときには、当該額の確定)

2 前項の「利子等」とは、次の各号に掲げる預金等の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

四 当該預金等が預金等に該当することとなつた日  
6 この法律において「休眠預金等」とは、預金等であつて、当該預金等に係る最終異動日等から十年を経過したものをいう。

7 第五項の規定の適用については、同一の預金者等に係る他の預金等を原資として当該預金等の指図によらずに受け入れた預金等は、当該他の預金等と同一の預金等とみなす。

第二章 休眠預金等に係る資金の移管及び管理等

### 第一節 休眠預金等に係る資金の移管及び管理

#### (金融機関による公告、通知等)

第三条 金融機関(清算中の金融機関を除く。次項及び次条第一項において同じ。)は、最終異動日等から九年を経過した預金等があるときは、当該預金等に係る最終異動日等から十年六月を経過する日(第三項各号に掲げる事由が生じた金融機関について、当該各号に規定する事由が生じた場合にあっては、主務省令で定める日。第五条第二項において同じ。)までに、主務省令で定めるところにより、当該預金等について次に掲げる事項を公告しなければならない。

一 当該預金等に係る最終異動日等に関する事項

二 当該預金等に係る次条第一項に規定する休眠預金等移管金(次号において単に「休眠預金等移管金」という。)の同項に規定する納期限  
三 休眠預金等移管金が預金保険機構に納付されたときは、当該納付の日において当該預金等に係る債権が消滅する旨

#### 四 第七条第二項に規定する休眠預金等代替金の支払に係る事項

##### 五 その他主務省令で定める事項

2 前項の場合において、金融機関は、同項の規定による公告に先立ち、同項の預金等に係る預金者等に対し、主務省令で定める方法により、当該預金等に係る金融機関及びその店舗並びに預金等の種別、口座番号及び額その他の当該預金等を特定するに足りる事項として主務省令で定める事項の通知を発しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 最終異動日等から九年を経過した日における当該預金等に係る債権の元本の額が主務省令で定める額に満たない場合  
二 当該預金者等の住所その他の当該通知を受ける場所が明らかでない場合として主務省令で定める場合

三 その他主務省令で定める場合

3 前二項の規定は、次の各号に掲げる事由が生じた金融機関であつて、当該各号に規定する事由が生じていないものについては、適用しない。

4 金融機関は、預金者等から当該預金者等に係る第一項の預金等に關して同項各号に掲げる事項その他の主務省令で定める事項について情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

#### (休眠預金等移管金の納付)

第四条 金融機関は、前条第一項の規定による公告をした日から二月を経過した休眠預金等があるときは、当該公告をした日を基準として主務省令で定める期限(前条第三項各号に掲げる事由、預金等の払戻しの停止その他の当該休眠預金等に係る債権を消滅させることが適當でないと認められる事由として主務省令で定める事由がある場合にあっては、主務省令で定める期限)において現に預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権(元本及び利子等に係るものに限る。以下同じ。)の額に相当する額として主務省令で定める額の金額(以下「休眠預金等移管金」という。)を、預金保険機構に納付しなければならない。

2 前項の「利子等」とは、次の各号に掲げる預金等の区分に応じ当該各号に定めるものをいう。

一 預金 当該預金の利子  
二 貯金 当該貯金の利子  
三 定期積金 当該定期積金に係る契約に基づく給付補填金(所得税法昭和四十年法律第三十三号)第百七十四条第三号に掲げる給付補填金をいう。)

4 銀行法第二条第四項に規定する掛金 当該掛金に係る契約に基づく給付補填金(所得税法第百七十四条第四号に掲げる給付補填金をいう。)

5 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和十八年法律第四十三号)第六条の規定により元本の補填の契約をした金銭信託(貸付信託を含む。以下この号及び次項において單に「金銭信託」という。)に係る信託契約により受け入れた金銭 当該金銭に係る金銭信託の収益の分配

6 長期信用銀行法第八条の規定による長期信用銀行債及び金融機関の合併及び転換に関する法律(昭和四十三年法律第八十六号)第八条第一項(同法第五十五条第四項において準用する場合を含む。)の規定による特定社債(会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十七年法律第八十七号)第百九十九条の規定による改正前の金融機関の合併及び転換に関する法律第十七条の二第一項(同法第二十四条第一項第七号において準用する場合を含む。)の規定により発行される債券を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規定による商工債(同法附則第三十七条の規定により発行される債券を含む。)、株式会社商工組合中央金庫法平成十九年法律第七十四号)第三十三条の規定により発行された商工債(同法第三十二条の規定により発行された商工債とみなされたものを含む。)、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十四

条の二の四第一項の規定による全国連合会債並びに農林中央金庫法(平成十三年法律第十三号)第六十一条の規定による農林債(以下この号において「長期信用銀行債等」という。)の発行により払込みを受けた金錢 長期信用銀行債等(割引の方法により発行されるものを除く。)の利子

前項第五号に掲げる金錢に係る休眠預金等移管金については、当該金錢に係る金錢信託の信託財産から支弁する。

第五条 金融機関は、休眠預金等移管金をその納期限までに納付しない場合には、預金保険機構に対し、未納の休眠預金等移管金の額にその納期限の翌日からその納付の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の延滞金を納付しなければならない。

2 金融機関は、最終異動日等から十年六月を経過する日までに第三条第一項の規定による公告をしなかつた休眠預金等に係る休眠預金等移管金がある場合には、預金保険機構に対し、当該休眠預金等移管金の額に当該最終異動日等から十年六月を経過する日の翌日からその公告の日までの日数に応じ年十四・五パーセントの割合を乗じて計算した額の過怠金を納付しなければならない。

(休眠預金等に関する情報提供等)

第六条 金融機関は、第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の納付に際し、主務省令で定めるところにより、当該休眠預金等移管金に係る休眠預金等に係る預金者等の氏名又は名称、預金等の種別、預金等に係る債権の内容その他の当該休眠預金等に係る情報として主務省令で定める情報を、預金保険機構に対して、電子情報処理組織を使用して又は磁気テープ(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておけることができる物を含む。)により提供しなけ

2 金融機関は、前項の規定による情報の提供を適正に行うために必要な電子情報処理組織の整備その他の措置を講じなければならない。

3 内閣総理大臣は、前項に規定する措置が講ぜられていないと認めるときは、金融機関に対し、その必要の限度において、期限を付して当該措置を講ずるよう命ずることができる。

4 預金保険機構は、次条第二項に規定する休眠預金等に係る預金者等であつた者から同項に規定する休眠預金等代替金(既に支払が行われたものを除く。)に係る休眠預金等に關して第一項の規定により提供を受けた情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならぬ。

5 前項の求めは、預金保険機構から委託を受けた第十条第一項に規定する支払等業務(次条第四項において單に「支払等業務」という。)を行う金融機関がある場合にあつては、当該金融機関を通じて行わなければならない。

4 第二項の申出及び支払の請求は、預金保険機構から委託を受けて支払等業務を行う金融機関がある場合にあつては、当該金融機関を通じて行わなければならない。

3 金融機関は、前項の申出について預金者等から委託を受けた金融機関の営業所又は事務所で事務所(前項に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うもの)においてしなければならない。ただし、預金保険機関に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関と当該支払の請求を行う者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

5 休眠預金等代替金の支払は、預金保険機構の事務所(前項に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うもの)においてしなければならない。ただし、預金保険機関に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関と当該支払の請求を行う者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

(休眠預金等に係る債権の消滅等)

第七条 休眠預金等に係る債権について第四条第一項の規定による休眠預金等移管金の全額の納付があつたときは、その納付の日において現に預金者等が有する当該休眠預金等に係る債権は、消滅する。

2 前項の規定により休眠預金等に係る債権が消滅した場合において、当該休眠預金等に係る預金者等であった者は、預金保険機構に対して主務省令で定めるところによりその旨を申し出したときは、預金保険機構に対し、当該債権のうち元本の額に相当する部分の金額に主務省令で定める利子に相当する金額(第四条第二項に規定する利子等の生じない休眠預金等については零とする。)を加えた額の金錢(以下「休眠預金等代替金」という。)の支払を請求することができ

2 第二項第三号及び第十九条第二項第二号において単に民間公益活動促進業務といふ。に係る人件費その他の内閣府令で定める事務を要する経費の財源をその運用によつて得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」といふ。を、内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十条第一項に規定する指定活用団体(第十八条第二項第五号及び第十九条第二項第三号において単に「指定活用団体」という。)に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を将来における休眠預金等交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立てに充てるための資金として積み立てなければならない。

2 第二節 預金保険機構の業務の特例等

3 金融機関は、前項の申出について預金者等から委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うもの)においてしなければならない。ただし、預金保険機関に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関と当該支払の請求を行う者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

(預金保険機構の業務の特例)

第九条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務(以下「休眠預金等管理業務」という。)を行う。

一 第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金の収納

二 第六条第一項の規定により提供された情報の保管

三 第六条第四項の規定による当該情報の提供

四 第七条第二項の規定により請求された休眠預金等代替金の支払

五 第八条の規定による休眠預金等交付金の交付

六 第十一条の規定による手数料の支払

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(支払等業務の委託)

2 第二項第三号及び第十九条第二項第二号において単に民間公益活動促進業務といふ。に係る人件費その他の内閣府令で定める事務を要する経費の財源をその運用によつて得るために必要な金額を含む。以下「休眠預金等交付金」といふ。を、内閣府令・財務省令で定めるところにより、第二十条第一項に規定する指定活用団体(第十八条第二項第五号及び第十九条第二項第三号において単に「指定活用団体」という。)に交付し、なお残余があるときは、その残余の額を将来における休眠預金等交付金の交付、次条に規定する休眠預金等管理業務に必要な経費又は第十四条に規定する準備金の積立てに充てるための資金として積み立てなければならない。

2 第二節 預金保険機構の業務の特例等

3 金融機関は、前項の申出について預金者等から委託を受けた金融機関の営業所又は事務所であつて当該委託に係る業務を取り扱うもの)においてしなければならない。ただし、預金保険機関に規定する場合にあつては、同項の委託を受けた金融機関と当該支払の請求を行う者との間に別段の合意がある場合は、この限りでない。

(預金保険機構の業務の特例)

第九条 預金保険機構(以下「機構」という。)は、預金保険法第三十四条に規定する業務のほか、第一条の目的を達成するため、次の業務(以下「休眠預金等管理業務」という。)を行う。

一 第四条第一項の規定により納付された休眠預金等移管金の収納

二 第六条第一項の規定により提供された情報の保管

三 第六条第四項の規定による当該情報の提供

四 第七条第二項の規定により請求された休眠預金等代替金の支払

五 第八条の規定による休眠預金等交付金の交付

六 第十一条の規定による手数料の支払

七 前各号に掲げる業務に附帯する業務

(支払等業務の委託)

## 官 報 (号 外)

びにこれらの業務に附帯する業務(以下「支払業務」という。)の全部又は一部を委託することができる。

2 前項の金融機関は、機構から同項の委託の申出を受けたときは、機構と当該委託に係る契約をしなければならない。

3 機構は、前項の委託に係る契約の条項については、あらかじめ、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 第一項の金融機関は、機構と第二項の委託に係る契約をしたときは、他の法律の規定にかかるわらず、当該契約に基づく業務を行つことがある。

5 金融機関代理業者(銀行法第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法(昭和二十八年法律第二百一十七条)第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、株式会社商工組合中央金庫法第二条第四項に規定する代理又は媒介に係る契約の相手方、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法第二十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、農林中央金庫法第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者並びに農業協同組合及び特定農業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百八号)第四十二条第三項の認可に係る業務の代理を行う同法第二条第一項第一号に規定する特定農業協同組合、同項第三号に規定する特定漁業協同組合及び同項第五号に規定する特定水産加工業協同組合をいう。次

項、第四十三条第一項及び第二項並びに第四十条第一項において同じ。)は、他の法律の規定にかかわらず、第一項の規定による支払等業務の委託を受けた金融機関から当該業務の一部の再委託を受け、当該業務を行うことができる。

6 預金保険法第二十三条の規定は、第一項の規定による支払等業務の委託を受けた金融機関又は前項の規定による支払等業務の再委託を受けた金融機関代理業者の役員又は職員で、第一項又は前項の業務に従事するものについて準用する。

(手数料)

第十一条 機構は、前条第一項の規定による支払等業務の委託をしたときは、当該委託を受けた金融機関に對し、当該委託に係る契約に基づき当該金融機関が行う業務に通常必要となる経費等を勘案して内閣総理大臣及び財務大臣が定める額の手数料を支払わなければならない。

(算出方法書)

第十二条 機構は、休眠預金等管理業務の開始の際、第十四条の準備金の算出方法書を作成し、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の算出方法書には、内閣府令・財務省令で定める事項を記載しなければならない。

(区分経理)

第十三条 機構は、休眠預金等管理業務に係る経理については、その他の経理と区分し、特別の勘定(次条において「休眠預金等管理勘定」という。)を設けて整理しなければならない。

第十四条 機構は、休眠預金等管理勘定について、内閣府令・財務省令で定めるところにより、毎事業年度末において、休眠預金等代替金の支払に要する費用の支出に充てるべき準備金(準備金の積立て)

(借入金)

第十五条 機構は、休眠預金等管理業務を行つため必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び財務大臣の認可を受けて、金融機関その他の者から資金の借り入れ(借換えを含む。)をすることができる。

2 前項の規定による借入金の現在額は、政令で定める金額を超えることとなつてはならない。

第三章 休眠預金等交付金に係る資金の活用

(休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する法律案及び同報告書)

第十六条 休眠預金等交付金に係る資金は、人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であつて、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの(以下「民間公益活動」という。)に活用されるものとする。

2 休眠預金等交付金に係る資金は、民間公益活動の自立した扱い手の育成に資するとともに、金融機関、政府関係金融機関等が行う金融、民間の団体による助成、貸付け又は出資(以下「助成等」という。)等を補完するための資金の供給を行うことにより、民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備の促進に資するよう活用されるものとする。

3 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、これが預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮されるとともに、その活用の透明性の確保が図られなければならない。

4 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、これが大都市その他特定の地域に集中することのないように配慮されなければならない。

5 休眠預金等交付金に係る資金の活用に当たつては、複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に發揮されるよう配慮されるものとする。

第六章 公益に資する活動の定義等

第十七条 前条第一項の「公益に資する活動」とは、次に掲げる活動をいう。

一 子ども及び若者の支援に係る活動

二 日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援に係る活動

三 地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動

四 前三号に準ずるものとして内閣府令で定める活動

2 内閣総理大臣は、前項第四号の内閣府令を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。

3 休眠預金等交付金に係る資金は、これが次の各号のいずれかに該当する団体に活用されることがないようにならなければならない。

一 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教育育成することを主たる目的とする団体

二 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする団体

三 特定の公職(公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。)の候補者(当該候補者にならうとする者を含む。)若しくは公職にあ

る者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする団体	四 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第二号に規定する暴力団をいう。次号において同じ。)
五 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなつた日から五年を経過しない者の統制の下にある団体	第二節 基本方針及び基本計画
2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。	第十八条 内閣総理大臣は、第十六条の休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念について、休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。
一 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する事項	第十九条 内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
二 休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する事項	2 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
三 第一号の目標を達成するために必要な民間公益活動促進業務に関する事項	3 第十九条 内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。
四 第二十条第一項の規定による指定の基準及び手続に関する事項	4 内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
五 指定活用団体の作成する事業計画の認可の基準及び手続に関する事項	5 内閣総理大臣は、情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更しなければならない。
六 休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項	6 第三項及び第四項の規定は、前項の規定による基本方針の変更について準用する。
七 その他休眠預金等交付金に係る資金の活用に関し必要な事項	2 第十九条 内閣総理大臣は、毎年度、基本方針に即して、休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。
3 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、休眠預金等交付金に係る資金の活用の成果に係る評価の実施に関する事項	3 第十九条 内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、休眠預金等活用審議会の意見を聽かなければならぬ。
4 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、	4 内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 遅滞なく、これを公表しなければならない。	2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
6 内閣総理大臣は、基本計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。	3 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
7 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	4 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
8 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	5 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
9 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	6 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

10 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
11 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	3 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
12 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	4 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
13 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	5 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
14 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	6 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。

15 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	2 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
16 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	3 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
17 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	4 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
18 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	5 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。
19 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。	6 内閣総理大臣は、前項の規定による指定(以下の節において単に「指定」という。)をしたときは、指定活用団体の名称及び住所並びに事務所の所在地を官報に公示しなければならない。







(号) 外)

(政府による周知等)

第四十八条 政府は、休眠預金等に係る預金者等

の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を

民間公益活動促進業務に活用するとのこの法律

の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関

する事項その他この法律の内容について、広報

活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を

得るよう努めるものとする。

2 機構は、内閣府令・財務省令で定めるところ

により、支払等業務の委託先に関する事項を公

表するとともに、毎年少なくとも一回、休眠預

金等移管金の納付の状況、休眠預金等代替金の

支払の実施の状況その他のこの法律の実施の状

況に関する事項を公表するものとする。

(主務省令への委任)

第四十九条 この法律に規定するもののほか、こ

の法律の実施のため必要な事項は、主務省令で

定める。

(行政庁)

第五十条 この法律における行政庁は、次の各号

に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者とす

る。

一 第二条第一項第一号から第四号まで、第六

号及び第七号に掲げる金融機関及び指定活用

団体 内閣総理大臣

二 第二条第一項第五号及び第八号に掲げる金

融機関 内閣総理大臣及び厚生労働大臣

三 第二条第一項第九号に掲げる金融機関 株

式会社商工組合中央金庫法第五十六条第二項

に規定する主務大臣

四 第二条第一項第十号及び第十一号に掲げる金

融機関 農業協同組合法第九十八条第一項

に規定する行政庁

五 第二条第一項第十二号から第十五号までに

掲げる金融機関 水産業協同組合法第百二十

七条第一項に規定する行政庁

六 第二条第一項第十六号に掲げる金融機関

農林水産大臣及び内閣総理大臣

(主務省令)

第五十一条 この法律における主務省令は、内閣

府令・財務省令・厚生労働省令・農林水産省

令・経済産業省令とする。

(権限の委任)

第五十二条 内閣総理大臣は、次に掲げるものを

除き、この法律による権限を金融庁長官に委任

する。

一 第三章の規定による権限

二 第四十三条及び第四十四条の規定による権

限のうち指定活用団体に係るもの

三 その他政令で定めるもの

2 この法律に規定する行政庁の権限に属する事

務(この法律の規定により都道府県知事の権限に属することとされている事務を除く。)の一部

は、政令で定めるところにより、都道府県知事

が行うことができる。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の規

定による行政庁の権限に関して必要な事項は、

政令で定める。

(事務の区分)

第五十三条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法

(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(経過措置)

第五十四条 この法律の規定に基づき命令を制定

し、又は改廃する場合においては、その命令

は、三年以下の懲役若しくは五百円以下の罰

金に処し、又はこれを併科する。

4 第一項又は第二項の罪に当たる行為をするよ

う、人を勧誘し、又は広告その他これに類似す

る方法により人を誘引した者も、第一項と同様

とする。

第五十七条 第二十七条第一項の規定に違反した

者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に

係る部分を除く。)又は第二項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 第四十四条第一項(指定活用団体に係る部分を除く。)、第二項又は第六項の規定による当該各項の職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者も、前項と同様とする。

3 第四十三条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

2 第四十四条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による同項の職員の質問に對して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、又はこれららの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

3 第四十三条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

4 第四十五条 二億円以下の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表する

ほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑

事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十一条 次に掲げる違反行為があつた場合

は、その行為をした指定活用団体の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可

第五十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

1 第二十八条の規定に違反して帳簿を備え付

けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽

の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

ないで業務の全部を廃止した者

2 第三十二条第一項の規定による許可を受け

るが、若しくは虚偽の報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

3 第四十三条第一項(指定活用団体に係る部分に限る。)の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

4 第四十五条 二億円以下の罰金刑

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき当該法人でない団体を代表する

ほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑

事訴訟に関する法律の規定を準用する。

第六十二条 次に掲げる違反行為があつた場合

は、その行為をした指定活用団体の役員又は職員は、五十万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により内閣総理大臣の認可



官報(号外)

しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案(山本ともひる君外三名提出、第百九十四国会衆法第四三号)に関する報告書

議案の目的及び要旨

本案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- (一) 休眠預金等の定義並びに休眠預金等に係る資金の移管及び管理等
- (二) 休眠預金等の定義を、最終異動日等から十年を経過した預金等とすること。
- (三) 金融機関は、最終異動日等から九年を経過した預金等について、預金者等への通知(一定の場合を除く。)の後、公告しなければならないこと。その上でなお、休眠預金等があるときは、納期限までに休眠預金等を移管金として預金保険機構に納付しなければならないこと。
- (四) 当該納付の日において、休眠預金等に係る債権は消滅すること。その場合において、休眠預金等の預金者等であつた者は、預金保険機構に対し、当該預金等の元本及び利子に相当する額を休眠預金等代替金として、その支払を請求できること。
- (五) 休眠預金等に係る資金の活用に関する基本理念及び公益に資する活動の定義等
- (六) 休眠預金等に係る人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決

を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動であつて、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資する民間公益活動に活用されるものとする。その際、当該資金が、宗教団体、政治団体、暴力団及びその構成員の統制下にある団体等に該当する団体に活用されることのないようにすること。

(二) (一)の公益に資する活動とは、子ども及び若者の支援、日常生活又は社会生活を営む上で困難を有する者の支援、地域社会における活力の低下等に直面する地域の支援並びにこれらに準ずるものとすること。

(一) 内閣総理大臣は、4(二)の休眠預金等交付金に係る資金について、次の策定及び公表をしなければならないこと。

- (1) この法律で定める休眠預金等交付金に係る資金の活用に関する基本理念にのつて、(2)の当該資金の活用に関する基本方針と(1)の基本方針に即した、毎年度の休眠預金等交付金に係る資金の円滑かつ効率的な活用を推進するための基本計画
- (2) 指定活用団体

(二) 内閣総理大臣は、全国に一を限つて、民間公益活動の促進に資することを目的とする一般財団法人をその申請により、指定活用団体として指定することができます。

(三) 指定活用団体は、公募により決定される

この法律の規定は、施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等について適用すること。

(四) この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘査し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

(五) 民間公益活動を行う団体

(2) (1)に対し、貸付けを行う資金分配団体

預金保険機構は、毎事業年度、休眠預金等移管金から休眠預金等代替金支出のための準備金等を控除した金額のうち、民間公益活動促進業務に係る経費を、休眠預金等交付金として指定活用団体に交付すること。

(四) 内閣総理大臣は、指定活用団体に対し、次の事項を行なうことができる。

(1) 民間公益活動促進業務規程、毎事業年度の事業計画及び収支予算並びに役員の選任及び解任の認可

(2) 役員の解任命令、休眠預金等交付金の全部又は一部に相当する金額の預金保険機関への納付命令、監督上必要な命令及び期間を定めた民間公益活動促進業務の全部又は一部の停止命令

(3) 指定の取消し

報告又は資料の提出及び立入検査

行政方は、金融機関等又は指定活用団体に対し、次の事項を行なうことができる。

(1) 業務又は財産の状況に関する報告及び資料の提出要求

(2) 職員による施設への入り、質問又は

施設の立入り、質問又は

(一) この法律は、別段の定めがある場合を除き、公布の日から一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

(二) この法律の規定は、施行日以後に最終異動日等から九年を経過することとなる預金等について適用すること。

(三) この法律の施行後五年を目途として、この法律の施行状況等を勘査し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとすること。

(四) 民間公益活動を行う団体

二 議案の可決理由

本案は、国民生活の安定向上及び社会福祉の増進に資するため、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動を促進するために活用しようとするものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成二十八年十一月十八日

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

附帯決議

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律案に対する

本法施行に当たり、次の事項について、十分配慮すべきである。

一 本法の施行から五年後に、幅広く見直すこと。

二 民間公益活動の実情につき定期的に内容を把握し情報公開に努めること。

道路運送法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成二十八年十月十八日

内閣総理大臣 安倍 晋三

道路運送法の一部を改正する法律

道路運送法(昭和二十六年法律第二百八十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の一 民間団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事業の推進(第四十三条の二)」を「第二章の二 民間

第一条の二 第四十三条の八」を「第二節 旅一般貨物

団体等による旅客自動車運送の適正化に関する事動車運送適正化機関の特則(第四十三条)の規定による旅客自動車運送適正化機関による旅客自動車運送の推進(第四十三条の二—第四十三条の八)の九(第四十三条の二十二)に改める。

第七条第一号中「二年」を「五年」に改め、同条第二号中「取消し」を「その取消し」に、「二年」を「五年」に、「第四号」を「第六号、第八号」に改め、同条第四号中「前二号」を「前各号(第三号を除く。)」に改め、同号を同条第八号とし、同条第三号中「前二号」を「前各号(第三号を除く。)」に改め、同条第七号とし、同条第二号の次に次の四号を加える。

三 許可を受けようとする者と密接な関係を有する者(許可を受けようとする者(法人に限る。以下この号において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該許可を受けようとする者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者とにおいて「許可を受けようとする者の親会社等」という。)許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として国土交通省令で定めるもの(以下この号において「許可を受けようとする者の親会社等」という。)許可を受けようとする者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係のある者として国土交通省令で定めるもの又は当該許可を受けようとする者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係のある者として国土交通省令で定めるものうち、当該許可を受けようとする者と国土交通省令で定めた密接な関係を有する法人をいう。)が、一般旅客自動車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しを受け、その取消しの日から五年を経過していない者であるとき。

四 許可を受けようとする者が、一般旅客自動

車運送事業又は特定旅客自動車運送事業の許可の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通

知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第三十

八条第一項若しくは第二項又は第四十三条第

八項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から五年を経過していないものであるとき。

五 許可を受けようとする者が、第九十四条第五項の規定による検査が行われた日から聽聞

決定予定日(当該検査の結果に基づき一般旅

客自動車運送事業又は特定旅客自動車運

送事業の許可の更新がなされたときは、その有

効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日か

して起算するものとする。

六 第四号に規定する期間内に第三十八条第一

項若しくは第二項又は第四十三条第八項の規

定による事業の廃止の届出があつた場合にお

いて、許可を受けようとする者が、同号の通

第四十三条の二第一項中「二年」の下に「か

つ、旅客自動車運送事業の種別(第三条第一号イ

(当該事業の廃止について相当の理由がある

法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出

の日から五年を経過していないものであると

き。

第八条を次のように改める。

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新)

第八条 一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、

五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間(以下この条において「有効期間」といいう。)の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なおその効力を有する。

3 前項の場合において、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新がなされたときは、その有効期間は、従前の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

4 第五条から前条までの規定は、第一項の一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新について準用する。

第五条 第二十三条の二第二項各号中「二年」を「五年」に改める。

第六条 第三十八条第一項中「廃止したときは、その日から三十日以内を廃止しようとするときは、その三十日前まで」に改める。

第七条 第四十一条中「第三号又は第四号」を「第七号又は第八号」に改める。

第八条 第二章の二中第四十三条の二の前に次の節名を付する。

第一節 旅客自動車運送適正化事業実施機関による旅客自動車運送の適正化

第四十三条の二第一項中「二年」の下に「か

つ、旅客自動車運送事業の種別(第三条第一号イ

(当該事業の廃止について相当の理由がある

法人を除く。)の役員であつた者で、当該届出

の日から五年を経過していないものであると

き。

第八条を次のように改める。

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可は、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出なければな

らない。

4 国土交通大臣は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。

第五条 第四十三条の三第一号中「旅客自動車運送事業者」の下に「(前条第一項の指定に係る種別の旅客自動車運送事業を經營する者に限る。以下この節において同じ。)」を加え、同条第二号中「を經營する」を「(前条第一項の指定に係る種別のものに限る。以下この節において同じ。)」を經營する」に改める。

第六条 第二章の二中第四十三条の八の次に次の二節を加える。

第一節 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の特則

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定)

第四十三条の九 その種別が一般貸切旅客自動車運送事業である適正化機関(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化機関」という。)の指定をしようとするときの第四十三条の二第一項の規定の適用については、同項中「次条」とあるのは、「次条及び第四十三条の十」とする。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の事業)

第四十三条の十 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、その区域において、適正化事業のほか、次に掲げる事業を行うものとする。

一 一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する

自動車の運転者の育成を図るために研修を行うこと。

二 駐車場その他の一般貸切旅客自動車運送事

業の適正な運営に資するための共同施設の設置及び運営を行うこと。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の基準)

第四十三条の十一 第四十三条の二第一項の規定にかかるわらず、一般貸切旅客自動車運送適正化

機関の指定の申請が次の各号のいずれかに該当

していると認める場合には、国土交通大臣は、同項の指定をしてはならない。

## 一 現に当該指定の申請に係る区域について一般貸切旅客自動車運送適正化機関があること。

二 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業(第四十三条の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。以下この条において同じ。)を公正かつ適確に実施することができないおそれがある者であること。

三 申請者が一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業を行う場合には、その事業を行うことによって一般貸切旅客自動車運送適正化事業の公正かつ適確な実施に支障を及ぼすことがあるものであること。

四 申請者が第四十三条の二十第一項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から五年を経過しない者であること。

五 申請者の役員で一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事するもののうちに禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けたことがなくなつた日から五年を経過しない者があること。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の公示等)

第四十三条の十二 一般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する第四十三条の二第二項及び第四十三条の五第一項の規定の適用については、第四十三条の二第二項中「並びに当該指定とあるのは、当該指定と」を「公示しなければ」とあらわすことは、「並びに一般貸切旅客自動車運送適正化事業(第四十三条の十三第一項に規定する一般貸切旅客自動車運送適正化事業をいう。第四十三条の五第一項において同じ。)の開始の日を公示しなければ」と、第四十三条の五第一項中「適

正化事業」とあるのは「一般貸切旅客自動車運送適正化事業」とする。

## (一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程)

第四十三条の十三 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、第四十三条の三及び第四十三条の十に規定する事業(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化事業」という。)に関する規程(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程」という。)

を定め、一般貸切旅客自動車運送適正化事業の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程に規定する事業(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化事業」という。)に関する規程(以下「一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程」という。)

を定め、一般貸切旅客自動車運送適正化事業の開始前に、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。

## (負担金の徴収)

第四十三条の十五 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に必要な経費に充てるため、第四十三条の二第一項の指定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者から、負担金を徴収することができる。

2 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者が第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国土交通大臣にその旨を報告することができる。

3 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、前項の認可を受けたときは、当該一般貸切旅客自動車運送適正化機関の第四十三条の二第一項の規定に係る区域内に営業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者に對し、その認可を受けた事項を記載した書面を添付して、負担金の額、納付期限及び納付方法を通知しなければならない。

4 一般貸切旅客自動車運送事業者は、前項の規定による通知に従い、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に對し、負担金を納付する義務を負う。

5 第三項の規定による通知を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者(以下この条において「納付義務者」という。)は、納付期限までにその負担金を納付しないときは、負担金の額に納付期限の翌日から当該負担金を納付する日までの日数一日につき国土交通省令で定める率を乗じて計算した金額に相当する金額の延滞金を納付する義務を負う。

6 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、国土交通省令で定める事由があると認めるときは、前項の規定による延滞金の納付を免除することができる。

7 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、納付義務者が納付期限までにその負担金を納付しな

いときは、督促状により、期限を指定して、督促しなければならない。この場合において、その期限は、督促状を発する日から起算して十日以上経過した日でなければならない。

8 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、前項の規定による督促を受けた納付義務者が第五項の規定による延滞金を納付しないときは、国土交通大臣にその旨を報告することができる。

9 国土交通大臣は、前項の規定による報告があつたときは、納付義務者に對し、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に負担金及び第五項の規定による延滞金を納付すべきことを命ずることができる。

(区分経理)

第四十三条の十六 一般貸切旅客自動車運送適正化機関は、国土交通省令で定めるところにより、一般貸切旅客自動車運送適正化事業に関する経理と一般貸切旅客自動車運送適正化事業以外の事業に関する経理とを区分して整理しなければならない。

(一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会)

第四十三条の十七 一般貸切旅客自動車運送適正化機関には、一般貸切旅客自動車運送適正化事業諮問委員会(以下この条において「諮問委員会」という。)を置かなければならない。

2 諮問委員会は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の代表者の諮問に応じ負担金の額及び徴収方法その他一般貸切旅客自動車運送適正化事業の実施に関する重要な事項を調査審議し、及びこれらに關し必要と認める意見を一般貸切旅客自動車運送適正化機関の代表者に述べることができる。

3 諮問委員会の委員は、一般貸切旅客自動車運送事業者が組織する団体が推薦する者、一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する自動車の運

輸者が組織する団体が推薦する者、学識経験のある者及び一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客のうちから、国土交通大臣の認可を受けて一般貸切旅客自動車運送適正化機関の代表者が任命する。

## (役員の選任及び解任等)

第四十三条の十八 一般貸切旅客自動車運送適正化機関の一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員の選任及び解任は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 国土交通大臣は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関の一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事する役員又は職員が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくはこれらに基づく処分若しくは一般貸切旅客自動車運送適正化事業規程に違反する行為をしたとき、一般貸切旅客自動車運送適正化事業に従事し著しく不適当な行為をしたとき、又はその在任により一般貸切旅客自動車運送適正化機関が第四十三条の十一第五号に該当することとなるときは、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、その役員又は職員を解任すべきことを命ずることができ

## (監督命令)

第四十三条の十九 國土交通大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、一般貸切旅客自動車運送適正化機関に対し、一般貸切旅客自動車運送適正化事業に関し監督上必要な命令をすることができる。  
(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定の取消し等)

第四十三条の二十 國土交通大臣は、一般貸切旅客自動車運送適正化機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十三条の二第一項の指定を取り消すことができる。  
一 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

二 第四十三条の十一第二号又は第三号に該当することとなつたとき。

三 第四十三条の十二第一項の認可を受けた一

般貸切旅客自動車運送適正化事業規程によら

ないで一般貸切旅客自動車運送適正化事業を行つたとき。

四 第四十三条の十三第三項、第四十三条の十

八第二項又は前条の規定による命令に違反し

たとき。

五 第四十三条の十五第二項の認可を受けた事

項に違反して、負担金を徴収したとき。

六 不當に一般貸切旅客自動車運送適正化事業

を実施しなかつたとき。

2 国土交通大臣は、前項の規定により第四十三

条の二第一項の指定を取り消したときは、その

旨を公示しなければならない。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関の指定を

取り消した場合における経過措置)

第四十三条の二十一 前条第一項の規定により第

四十三条の二第一項の指定を取り消した場合に

おいて、国土交通大臣がその取消し後に同一の

区域について新たに一般貸切旅客自動車運送適

正化機関を指定したときは、取消しに係る一般

貸切旅客自動車運送適正化機関の一般貸切旅

客自動車運送適正化事業に係る財産は、新たに指

定を受けた一般貸切旅客自動車運送適正化機関

に帰属する。

2 前項に定めるもののほか、前条第一項の規定

により第四十三条の二第一項の指定を取り消し

た場合における一般貸切旅客自動車運送適正化

事業に係る財産の管理その他所要の経過措置

(罰則に関する経過措置を含む)は、合理的に

必要と判断される範囲内において、政令で定め

ることができる。

(一般貸切旅客自動車運送適正化機関に関する

適用除外)

第百五十三条第三号中「第三十八条第一項」を削

る。

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月

を超えない範囲内において政令で定める日から

施行する。ただし、第八条の改正規定並びに附

則第三条及び第八条の規定は、平成二十九年四

月一日から施行する。

(許可の申請に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の日(附則第四条において「施行日」という)前にされたこの法律による改正前の道路運送法第四条第一項又は第四十三条第一項の許可の申請であつて、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお從前の例による。

(一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新に関する経過措置)

第三条 附則第一條ただし書に規定する改正規定の施行の際現に当該改正規定による改正前の道

路運送法(以下この項において「旧法」という)第三条第一号口の一般貸切旅客自動車運送事業について旧法第四条第一項の許可を受けている者は、当該改正規定の施行の日に、当該改正規定による改正後の道路運送法(以下この条において「新法」という)第三条第一号口の一般貸切

旅客自動車運送事業について新法第四条第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新法第四条第一項の許可を受けたものとみなされる者の当該許可に係る附則第一條ただし書に規定する改正規定の施行の日後の最初の更新については、新法第八条第一項中「五年」とあるのは、「道路運送法第一部を改正する法律(平成二十八年法律第二号)附則第三条第一項の規定により第四条第一項の許可を受けたとみなされた日から起算して五年」である。

3 第一条ただし書に規定する改正規定の施行の日後、新法第八条第一項の規定により第四条第一項の許可を受けたとみなされた日から起算して三年

までの間において国土交通省令で定める期間を経過する日までの間において国土交通省

令で定める期間を経過する日までとする。

(事業の休止及び廃止の届出に関する経過措置)

第四条 この法律による改正後の道路運送法第三十八条第一項の規定は、施行日から起算して三

十日を経過した日以後にその事業を休止し、又

は廃止する同項に規定する一般旅客自動車運送

事業者について適用し、同日前にその事業を休止したとき。

官報 (号外)

止し、又は廃止した当該一般旅客自動車運送事業者については、なお従前の例による。  
 (罰則に関する経過措置)  
 第五条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)  
 第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定めることとする。(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の道路運送法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)  
 第八条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一(第一百一十五号)イ中「一般貸切旅客自動車運送事業の許可」の下に「(更新の許可を除く。)」を加える。

理由  
 旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業者の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

道路運送法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
 議案の目的及び要旨  
 本案は、旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、最近の貸切バス事業をめぐる事故の発生状況に鑑み、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 旅客自動車運送事業の許可について、許可を取り消された者が許可を受けることができない期間を二年から五年へ延長する等欠格事由を拡充すること。
- 2 一般貸切旅客自動車運送事業の許可に更新制を導入し、五年ごとに更新を受けなければ、その効力を失うこと。
- 3 運行管理者資格者証の返納を命じられた者に運行管理者資格者証の交付を行わないことができる期間を二年から五年へ延長すること。

平成二十八年十一月十八日  
 国土交通委員長 西銘恒三郎  
 衆議院議長 大島 理森殿  
 提出者 平成二十八年五月十日  
 丹羽 秀樹 河村 建夫  
 青山 周平 深島 智子  
 富田 茂之 長島 昭久  
 笠 浩史 郡 和子  
 伊東 信久  
 赞成者 赤枝 恒雄外六十九名  
 理由  
 旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとすることは、休止又は廃止の三十日前までに国土交通大臣に届け出なければならないこと。  
 一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、適正化事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

7 この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日(更新制の導入に係る規定は平成二十九年四月一日)から施行すること。  
 二 議案の可決理由  
 旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業の許可の欠格事由の拡充、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し、罰則の強化等の措置を講ずるとともに、最近の貸切バス事業をめぐる事故の発生状況に鑑み、貸切バス事業の許可に係る更新制の導入等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。  
 右報告する。

平成二十八年十一月十八日  
 国土交通委員長 西銘恒三郎  
 衆議院議長 大島 理森殿  
 提出者 平成二十八年五月十日  
 丹羽 秀樹 河村 建夫  
 青山 周平 深島 智子  
 富田 茂之 長島 昭久  
 笠 浩史 郡 和子  
 伊東 信久  
 赞成者 赤枝 恒雄外六十九名  
 理由  
 旅客自動車運送事業に係る輸送の安全及び利用者の利便の確保を図るため、旅客自動車運送事業者は、その事業を休止し、又は廃止しようとすることは、休止又は廃止の三十日前までに国土交通大臣に届け出なければならないこと。  
 一般貸切旅客自動車運送事業に係る旅客自動車運送適正化事業実施機関は、適正化事業の許可の欠格事由を拡充するとともに、事業の休止及び廃止に係る届出制度の見直し等の措置を講ずるほか、最近の一般貸切旅客自動車運送事業をめぐる事故の発生状況に鑑み、一般貸切旅客自動車運送事業の許可に係る更新の導入等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

第二章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等(第八条・第十三条)  
 第四章 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等(第十四条・第十五条)  
 第五章 教育機会の確保等に関するその他の施策(第十六条・第十七条)  
 第一章 総則  
 (目的)  
 第一条 この法律は、教育基本法(平成十八年法律第二百二十号)及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのつて、教育機会の確保等に関する施策に關し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。  
 (定義)  
 第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  
 一 学校 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいう。  
 二 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいう。  
 三 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいう。  
 四 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する運送事業者に対する罰則を強化すること。  
 6 輸送の安全確保命令に違反した一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗合旅客自動車運送事業者に対する罰則を強化すること。

る教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けられない者に対する支援をいう。

#### (基本理念)

第三条 教育機会の確保等に関する施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られる環境の確保が図られるようにすること。

二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。

三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。

四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわりなく、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。

五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行つ民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようとすること。

#### (国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念にのつとり、教育機会の確保等に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのつとり、教育機会の確保等に関する施策について、国と協力しつつ、当該地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置等)

#### (地方公共団体の責務)

第七条 文部科学大臣は、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため必要な財政上の指針(以下この条において「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 教育機会の確保等に関する基本的事項  
二 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

三 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項  
四 その他教育機会の確保等に関する施設を総合的に推進するために必要な事項

3 文部科学大臣は、基本指針を作成し、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、地方公共団体及び教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

4 文部科学大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(第三章 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等)

第八条 国及び地方公共団体は、全ての児童生徒

が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と学校の教職員との信頼関係及び児童生徒相互の良好な関係の構築を図るために必要な措置を講ずるための取組、学校生活上の困難を有する個々の児童生徒の状況に応じた支援その他の学校における取組を支援するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(支援の状況等に係る情報の共有の促進等)

第九条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対する適切な支援が組織的かつ継続的に行われることとなるよう、不登校児童生徒の状況及び不登校児童生徒に対する支援の状況に係る情報報を学校の教職員、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者その他の関係者間で共有することを促進するため必要な措置その他の措置を講ずるものとする。

(特別の教育課程に基づく教育を行う学校の整備等)

第十条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒に対しその実態に配慮して特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校の整備及び当該教育を行う学校における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学習支援を行う教育施設の整備等)

第十二条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒の学習活動に対する支援を行う公立の教育施設の整備及び当該支援を行う公立の教育施設における教育の充実のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校以外の場における学習活動の状況等の継続的な把握)

第十三条 国及び地方公共団体は、不登校児童生徒が学校以外の場において行う学習活動の状況、不登校児童生徒の心身の状況その他の不登校児童生徒の状況を継続的に把握するためには必

要な措置を講ずるものとする。

(学校以外の場における学習活動等を行う不登校児童生徒に対する支援)

第十四条 地方公共団体は、学齢期を経過した者(その者の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから満十五歳に達した日の属する学年の終わりまでの期間を経過した者をいう。次条第二項第三号において同じ)であつて学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちにその機会の提供を希望する者が多く存在することを踏まえ、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(就学の機会の提供等)

第十五条 都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村は、前条に規定する就学の機会の提供その他の必要な措置に係る事務についての当該都道府県及び当該市町村の役割分担に関する事項の協議並びに当該事務の実施に係る連絡調整を行つたための協議会(以下この条において「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。  
一 都道府県の知事及び教育委員会

官報 (号外)

二 当該都道府県の区域内の市町村の長及び教育委員会	
三 学齢期を経過した者であつて学校における就学の機会が提供されなかつたもののうちその機会の提供を希望する者に対する支援活動を行う民間の団体その他の当該都道府県及び当該市町村が必要と認める者	
4 協議会において協議が調つた事項については、協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。	
4 前三項に定めるもののほか、協議会の運営に関する必要な事項は、協議会が定める。	
第五章 教育機会の確保等に関するその他	
(調査研究等)	
第十六条 国は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けることのできる者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行ふものとする。	
(国民の理解の促進)	
第十七条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
(人材の確保等)	
第十八条 国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものとの確認その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
(教材の提供その他の学習の支援)	
第十九条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信によるものも含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
(相談体制の整備)	
第二十条 国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けない者及びこれらの人々以外の者であつて、教材の提供(通信によるものも含む。)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	
(施行期日)	
1 この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行する。ただし、第四章の規定は、公布の日から施行する。	
(検討)	
2 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。	
3 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。	
(目的)	
1 この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのつとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めるものであり、その主な内容は次のとおりである。	
1 総則	
(一) 目的	
この法律は、教育基本法及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのつとり、教育機会の確保等に関する施策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的とする。	
(二) 定義	
この法律において、次に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによること。	
(1) 学校 学校教育法第一条に規定する小学校 中学校 義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部をいうこと。	
理由	
教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、教育機会の確保等に関する施策に関する基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。	
(2) 児童生徒 学校教育法第十八条に規定する学齢児童又は学齢生徒をいうこと。	
(3) 不登校児童生徒 相当の期間学校を欠席する児童生徒であつて、学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために就学が困難である状況として文部科学大臣が定める状況にあると認められるものをいうこと。	
(4) 教育機会の確保等 不登校児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保及び当該教育を十分に受けていない者に対する支援をいうこと。	
(5) 教育機会の確保等 不登校児童生徒が受けられる環境の確保が図られるようにすること。	
(6) 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようすること。	
(7) 不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようすること。	
(8) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けない者の意見を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかる限りその他の機会が確保されるようにして、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにして、その能力に応じた教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人	



に相当する教育を十分に受けていない者の実態の把握に努めるとともに、その者の学習活動に対する支援の方法に関する調査研究並びにこれに関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うものとすること。

## (二) 国民の理解の増進

国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、教育機会の確保等に関する国民の理解を深めるよう必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## (三) 人材の確保等

国及び地方公共団体は、教育機会の確保等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、学校の教職員その他の教育機会の確保等に携わる者の養成及び研修の充実を通じたこれらの者の資質の向上、教育機会の確保等に係る体制等の充実のための学校の教職員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であつて教育相談に応じるものと他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## (四) 教材の提供その他の学習の支援

国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けたいない者のうち中学校を卒業した者と同等以上の学力を修得することを希望する者に対して、教材の提供(通信の方法によるものを含む)その他の学習の支援のために必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

## (五) 相談体制の整備

国及び地方公共団体は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けたいない者及びこれらの者以外の者であつて学校生活上の困難を有する児童生徒であるもの並びにこれらの者の家族からの教育及び福祉に関する相談をはじめとする

各種の相談に総合的に応ずることができるようするため、関係省庁相互間その他関係機関、学校及び民間の団体の間の連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとすること。

## 6 施行期日等

## (一) 施行期日

この法律は、公布の日から起算して二月を経過した日から施行すること。ただし、4月は、公布の日から施行すること。

## (二) 検討

(1) 政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。

(2) 政府は、義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けたいない者が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、この法律の施行後三年以内にこの法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づき、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずるものとすること。

**[別紙]**  
義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案に対する附帯決議  
政府及び関係者は、本法の施行に当たり、次の事項について特段の配慮をすべきである。  
一 一本法に定める不登校児童生徒に対する支援に当たっては、全ての児童生徒に教育を受ける権利を保障する憲法のほか、教育基本法及び生存の確保を定める児童の権利に関する条約等の趣旨にのつとて、不登校の児童生徒やその保護者を追い詰めることのないよう配慮するとともに、児童生徒の意思を十分に尊重して支援が行われるよう配慮すること。

二 本法第二条第三号に定義された不登校児童生徒への支援、その他不登校に関する施策の実施に当たっては、不登校は学校生活その他の様々な要因によつて生じるものであり、どの児童生徒にも起こり得るものとの視点に立て、不登校が当該児童生徒に起因するものと一般に受け取られないよう、また、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること。

三 文部科学大臣は、本法第七条の基本指針の策定に当たっては、特に児童生徒や保護者、学校関係者などの当事者の意見を多面的に聴取しその意見を反映させるとともに、本法第三条第一号に掲げる基本理念にのつとり、多様な児童生徒を包摵し共生することのできる学校環境の実現を図ること。また、その学校環境の実現のために、教職員が児童生徒と向き合う時間を十分に確保できるよう、必要な措置を講ずること。

四 本法第八条の運用に当たっては、本法第十三条の趣旨も踏まえ、例えば、いじめから身を守るために一定期間休むことを認めるなど、児童生徒の状況に応じた支援を行うこと。

## 平成二十八年十一月十八日

衆議院議長 大島 理森殿 文部科学委員長 永岡 桂子

学習活動、支援などについての状況の把握、情報の共有に当たっては、家庭環境や学校生活におけるいじめ等の深刻な問題の把握に努めつつ、個人のプライバシーの保護に配慮して、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重すること。

## 六 本法第十条に定める不登校特別校の整備に当たっては、営利を目的とする団体による設置・管理には慎重を期すこととし、過度に営利を目論む場合には、これを認めないこと。また、不登校特別校や本法第十一条に定める学習支援施設の運用においては、本人の意思を尊重することが重要であり、不登校となつた児童生徒が一般的の学校・学級で学ぶ権利を損ねることのないようにすること。

七 本法第十四条に定める夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供その他の必要な措置により、就学の機会を希望する学齢超過者に対し、就学の機会が可能な速やかに提供されるよう、地方公共団体は、本法第十五条に定める協議会の全ての都道府県への設置に努めるとともに、政府は、地方公共団体に対して積極的な支援を行うこと。

八 夜間その他特別な時間において授業を行う学校の実態を踏まえ、教員の加配も含めた教職員の配置の拡充や教職員の研修の充実を図ること。

九 不登校の児童生徒が、いわゆるフリースクール等の学校以外の場において行う多様な学習活動に対しても、その負担の軽減のための経済的支援の在り方について検討し、その結果に基づき必要な財政上の措置を講ずること。

官報(号外)

第明治二十九年三月三十一日  
種郵便物認可

平成二十八年十一月二十二日 衆議院会議録第十三号

発行所
二東京一〇五番番地五十五号
独立行政法人国立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体) 二三六円
二二〇円